

キルギス共和国における 急進主義的構造改革と企業行動*

—制度分析—

岩崎一郎

はじめに

キルギス共和国^①は、リベラルな改革方針を掲げるアカエフ大統領の下で、他の旧ソ連諸国に先駆けて急進的な社会・経済改革に着手したことから、国際金融界及び一部の先進国政府より「民主化・市場化のパイオニア」ないしは「市場経済化の最前線」という肯定的評価を得ている^②。また近年は、金保有量世界第8位（930万オンス）を誇るクムトル金鉱開発事業への外国資本の参画が功を奏し、金の顕著な輸出拡大を実現したことから、近未来の有力な金供給国として注目されるなど、経済発展の将来的展望にもようやく明るい兆しが見えてきている^③。

しかし、このような前向きな評価にも拘わらず、EBRDの比較分析は、他の旧ソ連諸国との比較において、改革当初注目されたキルギスタンにおける市場経済化政策の「先行性」が失なわれつつあることを明瞭に示している（表1）。また、同国の急激かつ抜本的な制度改革とインフレ抑制型マクロ経済安定化策の貫徹は、未曾有の経済危機と市民生活の混乱を招いたが^④、かかる諸困難の代償として切望された企業改革の早期完遂が実現されたとも、また改革の進展に伴って国内企業の経営状況が目覚しく改善されたとも言い難い状況にある。特に、工業部門における企業再建の大幅な遅滞は、産業政策上の重大問題と見なされている。

* 本稿は、平成11年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。本稿の執筆にあたっては、西村可明教授、久保庭眞彰教授（共に一橋大学経済研究所）、並びに『スラヴ研究』誌レフェリーの先生方より貴重な示唆やコメントを頂いた。また金田辰夫教授（鈴鹿国際大学）、杉浦史和氏（一橋大学大学院）及びアスカル・サルグロフ元キルギス共和国国家資産ファンド議長からは数多くの文献と資料の提供を賜った。ここに記して謝意を表したい。

- 1 宇山氏が指摘するように、同国名としては「クルグズ」ないし「クルグズスタン」が正しい表記であると思われるが（宇山智彦「中央アジア現状分析の基本的視座：日本の中央アジア研究への提言」『中央アジアの社会変容に関する総合研究』（東北大学学際科学研究センタープロジェクト中間報告）1998年、204頁）、ここでは便宜上、「キルギス」ないし「キルギスタン」という既に広く慣用とされている名称を用いる。但し、企業名等の固有名詞については原文を尊重した表記を行う。
- 2 金田辰夫『体制と人間：中央アジア小国の再生』日本国際問題研究所、1995年、147頁；ADB, *Country Economic Review: Kyrgyz Republic* (CER: KGZ 97007)(1997), p.1.（なお金田氏の先駆的業績は、本稿の議論にとって大変参考となった。）
- 3 IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (staff country report No.98/8)(Washington, D. C., 1998), p.30; M. Sagers, "Gold Production in Central Asia," *Post-Soviet Geography and Economics* 39:3 (1998), pp.143-144.
- 4 例えば1991年を基準（100）とした97年のキルギスタン、カザフスタン、ウズベキスタンの国内総生産はそれぞれ65、71、87であり、総工業生産は同様に53、51、111であった（Межгосударственный статистический комитет Содружества Независимых Государств (CISSTAT). Содружество Независимых Государств в 1997 году. Москва, 1998. С.21, 29)。

表1 EBRDによる旧ソ連諸国における市場経済化進展度の評価（1998年中旬現在）

| | 私的セクターの GDPに占める 比重 (%) ¹⁾ | 企業改革 | | | 市場及び貿易自由化 | | | 金融機構改革 | |
|----------|--|--------|--------|--------------------|-----------|--------------|------|-------------------------|-----------------------------|
| | | 大規模私有化 | 小規模私有化 | 企業統治 及び リストラ | 価格自由化 | 貿易及び 外為制度 | 競争政策 | 銀行改革 及び 利率 自由化 | 証券市場 及び ノンバンク 金融機関 |
| ロシア連邦 | 70 | 3+ | 4 | 2 | 3- | 2+ | 2+ | 2 | 2- |
| ウクライナ | 55 | 2+ | 3+ | 2 | 3 | 3- | 2 | 2 | 2 |
| ベラルーシ | 20 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| モルドヴァ | 45 | 3 | 3+ | 2 | 3 | 4 | 2 | 2+ | 2 |
| エストニア | 70 | 4 | 4+ | 3 | 3 | 4 | 3- | 3+ | 3 |
| ラトビア | 60 | 3 | 4 | 3- | 3 | 4 | 3- | 3- | 2+ |
| リトアニア | 70 | 3 | 4 | 3- | 3 | 4 | 2+ | 3 | 2+ |
| アルメニア | 60 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2+ | 2 |
| アゼルバイジャン | 45 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2- |
| グルジア | 60 | 3+ | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2+ | 1 |
| カザフスタン | 55 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2+ | 2 |
| キルギスタン | 60 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3- | 2 |
| ウズベキスタン | 45 | 3- | 3 | 2 | 2 | 2- | 2 | 2- | 2 |
| タジキスタン | 30 | 2 | 2+ | 2- | 3 | 3- | 1 | 1 | 1 |
| トルクメニスタン | 25 | 2- | 2 | 2- | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出所) EBRD, *Transition Report 1998: Financial Sector in Transition* (London: 1998), pp.26-27 より抜粋。

(注1) 各国の公式・非公式な情報源より得た統計データに基づく EBRD の推定値。ここで「私的企業」とは株式の過半数を個人ないし民間主体が保有している全ての企業を指す。

(注2) 段階別評価基準の抄訳は次の通り。なおいずれの場合も基準 4+ は、先進諸国並みの標準とパフォーマンスの達成をも同時に意味している。

- 大規模私有化: 1) 僅かな私的所有、2) 総合的スキームの設定、3) 資産 25% 以上の私有化、4) 資産 50% 以上の私有化と企業統治の目覚しい改善、4+) 資産 75% 以上の私有化
- 小規模私有化: 1) 殆ど進展無し、2) 相当部分の私有化、3) ほぼ包括的なプログラムの実施、4) 移転可能な所有権を伴う小企業の私有化完了、4+) 小規模国有企業の不在と土地の効率的な交換性
- 企業統治・リストラ: 1) ソフトな予算制約と企業統治改善策の未進展、2) 適度にタイトな信用・補助金政策、しかし破産法の法制化が脆弱で競争と企業統治強化策が未実施、3) 予算制約のハード化と企業統治強化のための大規模で継続的な行動、4) 企業統治における著しい改善、4+) 国内金融機関や金融市場を通じた効率的企業管理や市場が推進するリストラの進展
- 価格自由化: 1) 価格の殆どが国家管理、2) 若干の重要製品に対する管理と非市場価格での国家調達、3) 価格自由化の著しい進展、4) 総合的価格自由化と経済コストを反映した価格付け、4+) 総合的価格自由化と価格付けの効率的促進的規制
- 貿易・外為制度: 1) 広範な輸出入管理、2) 輸出入管理の若干の自由化、3) 大部分の量的・行政的輸出入管理規制の廃止、4) 量的・行政的輸出入管理規制の撤廃、4+) 殆どの関税障壁の廃止や WTO への加入
- 競争政策: 1) 競争関連法や規制の欠如、2) 競争政策の法制化や制度の設立、3) 市場力濫用の抑制や競争環境を促進するための若干の強化策、4) 市場力濫用の抑制や競争環境を促進するための広範な強化策、4+) 競争政策の効率的強化や殆どの市場への無制限の参入
- 銀行改革・利率自由化: 1) 2 層システムへの若干の進展、2) 利率と信用配分の広範な自由化、3) 銀行支払能力の確立やブルーデンス規制制度の抜本的進展、4) BIS 基準を目指した銀行法と規制の広範な運用 4+) 銀行法及び基準の BIS 基準への完全な一致
- 証券市場・ノンバンク: 1) 殆ど進展無し、2) 証券取引所やブローカーの形成、3) 私的企業による証券の広範な発行、4) IOSCO 基準に接近する証券法と規則、4+) 証券法と規則の IOSCO 基準との完全な一致

多くの旧ソ連諸国を巻き込んだ長期的構造不況が企業改革の桎梏となったとする主張は、傾聴すべき論点を含んでいる。しかし経営環境の危機的悪化は企業経営者や資産所有者に対して抜本的再建策を迫り、より効率的な経営組織への転換を促す効果を持つことも否定し得ない。従って、企業改革が遅滞する要因を、マクロ経済の危機的状況にのみ帰着させる議論は必ずしも首肯できるものではなく、むしろその原因は、同国が歩む体制移行経路の内実から究明されるべきものと思われる。

そこで本稿では、マクロ経済の危機的状況に留意しつつ、同国における経済体制転換過程それ自体が内包する諸問題を制度論的観点から考察してみたい。即ち、市場経済化端緒期(1991-97年)に遂行された構造改革が生み出す新たな制度配置状況を検証し、これとの係わりで企業の経営再建活動を遅滞せしめる諸要因の析出を試みる。

本稿の構成は次の通りである。

第1節では、キルギス共和国において急進的改革理念が採用される経緯と、それに基づいた構造再建策の基本方針を整理すると共に、市場経済的企業活動の実質化を企図した構造改革の成果を検討する。第2節では、企業私有化の進捗過程で生成した新しい産業組織の構造を分析する。第3節では、産業組織と共に進化する政府—企業間の相互関係を論じる。第4節では、企業行動に関する実証分析に基づき本稿で展開される議論の妥当性を吟味する。そして結語で筆者の結論を要約する。

1. 企業活動の自由化に向けた構造改革

1.1 「急進主義」改革理念の確立と企業再建策の基本方針

1990年秋の共和国大統領選挙での勝利を契機に、学者から政治家へ転身したアカエフ大統領は、翌91年末のソ連邦解体から体制移行端緒期の数年間を通じて中央アジア諸国の中で「最も野心的な」経済改革を推進したと評されている⁵⁾。大統領は、政権樹立後一貫して民主主義及び市場経済化を自らの政治的信念とし、官僚支配の打破や企業活動に対する国家の中立性を提唱すると共に、中央集権型統制経済へ国家を回帰させる可能性を持つ漸進主義や開発独裁は、キルギスタンが採用する改革戦略の選択肢から排除すべきとの姿勢を堅持した⁶⁾。このような思想の論理的帰結として、アカエフ大統領は、「キルギスタンにとって正しい唯一の道は、ラディカルな改革であると確信する」に至る⁷⁾。急進主義の貫徹を掲げたこの声明は、94年1月に実施された大統領信任投票を通じてその是非が質されたが、大統領は、経済危機の深刻化とそれに伴う社会的緊張の高まりにも拘らず、有権者の圧倒的支持(投票率95.9%、信任率96.3%)を獲得し、急進主義的改革理念もまた国民の信託を得る形となった⁸⁾。

5 ADB, *Economic Review and Bank Operations: Kyrgyz Republic* (EBO: KGZ 95013) (1995), p.2.

6 1991年12月20日の共和国最高会議における大統領演説(1991.12.24日付 *Слово Кыргызстана* 紙(以下Sk.))やA.アカエフ(金田辰夫訳)『キルギスタン共和国の社会・経済発展戦略と当面の対策』日・キルギスタン友好協会、1994年、5-8頁を参照。

7 アカエフ『キルギスタン共和国の社会・経済発展戦略と当面の対策』7頁。なおアカエフ政権樹立前後の時期を通じた保守派、穏健派、並びに急進派三極による改革論争については、R. Abazov, "Policy of Economic Transition in Kyrgyzstan," *Central Asian Survey* 18:2 (1999), pp.202-203を参照のこと。

8 *Inside Central Asia* (BBC Monitoring: London), No.4, p.1.

無論、以上の経緯は単にカリスマ性を具えたアカエフ大統領の個人的信条にのみ基因するものではない。そこには、政権をして急進的改革路線の採用を余儀なくさせた幾つかの社会・経済的要因があった。第1に、ソ連邦政府による財政移転や経済支援の代替となる物的・金融的資源を確保する必要性が指摘できる。1989-91年の期間において、キルギスタンへの連邦交付金は、国内総生産の約10～13%に相当しており⁹⁾、連邦解体後、自力で経済改革を始動せねばならない共和国指導部は、改革実施に必要な原資の一部を国際的支援に依存せざるを得ないと判断した。当時、「ショック療法型」構造改革や緊縮型財政・金融政策を勧奨するIMFコンディショナリティの受諾は、国際金融機関が提供する各種ファシリティに加えて、先進諸国の開発援助が発動されるための必須条件でもあり、資金不足に喘ぐキルギス政府に外交的選択の余地は殆ど無かったのである¹⁰⁾。第2に、政権基盤の不安定性が挙げられる。92年の最高会議補欠選挙でウスバリエフ、アマンバエフ両元キルギスタン共産党第一書記が代議員として返り咲く等、旧共産党の有力政治家が次々と復権する一方で、アカエフ政権を支える民主派勢力は、様々な政治勢力の寄せ集めであるが故の脆弱性を孕んでいた¹¹⁾。そこで政府は、経済自由化と国家資産の私有化を急速に推進し、改革派を支持する企業家や資産家階層を早期に育成することで、政治的反動を未然に抑止する、いわば「歯止め効果」を急進主義に求めた。第3の要因は、外資導入の鍵となる国際的信認を獲得する必要である。キルギスタンは、隣国であるカザフスタンやウズベキスタンとの比較においても、外国資本にとって魅力のある地理的条件や資源及び市場規模を具備していない。従って、他の旧ソ連諸国に先駆けて国際機関や先進諸国から優れた「評判」を得ることで、外国資本の誘致を有利に展開したいという配慮がなされたのである。

以上の諸要因は、アカエフ政権の意思決定に多大な影響を及ぼし、その結果、急進主義が同国の基本的改革理念として確立した。その急進性は中央政府の構造再建策に投影され、①ソ連期に法制化された市場経済的企業活動の実質化をもたらす経済自由化の早期実現、②企業私有化の短期遂行による産業組織構造の抜本的転換、③社会主義的経済管理レジームを代替する新たな政府—企業間関係の構築がその主要目標に掲げられた。そして、このような目標の達成に向けて実施された諸政策が、総体としてキルギスタンの経済構造を急転換し、ひいては企業組織のインセンティブ構造や行動形態を規定する新たな制度配置を創出することとなった。

9 アカエフ『キルギスタン共和国の社会・経済発展戦略と当面の対策』1、45頁。なお、連邦政府の交付金は共和国財政歳入の約30～35%に達していた（田中哲二「中央アジアの親日国キルギス共和国:独立後の経済困難と課題」『ユーラシア研究』7月号（第12号）、1996年、34頁）。この他同国は、共和国間取引を通じて、例えば1988年にGDPの15.28%に相当する資本移転を得ており、またM. Dabrowski and others, “Economic reform in Kyrgyzstan,” *Communist Economies & Economic Transformation* 7:3 (1995), p.271ではその約半分が価格補助金であったと推定されている。

10 大統領経済顧問を務めた金田教授は、その著書の中で「資源の乏しい小国に、援助の相手を選ぶ贅沢は許されない、あらゆるチャネルを利用して、危機脱出と再建を図らなければならない、そう大統領は達観していた。ロシアやカザフスタンがみせたような、IMF、世界銀行等の介入に対する反発は当初からなかった」と記している（金田『体制と人間』151頁）。

11 *Верховский А. Средняя Азия и Казахстан : Политический спектр. Москва: Панорама, 1992. С.42, 48-54.*

1.2 市場経済的企業活動の法制化と経済自由化政策

そこでまず取り挙げるべきは、上記3つの政策分野の内、市場経済的企業活動の実質化を目指す政府の取り組み、具体的には、新しい企業法の制定を背景とする連邦解体以後の経済自由化措置である。

キルギスタンでは、ソ連期の1991年2月に、「キルギスタン共和国における企業に関する法」(以下、企業法)¹²⁾が採択され、これが92年以降も企業活動の法的基礎となった。7部39条で構成される同法は、総則、企業設立及び登録手続、資産形成、企業管理、企業活動、政府—企業間関係、企業の解散と改組に関する基本手続を内容とする。同法は、中央集権的企業管理をもたらす諸要素の除去を目指した「ソ連邦における企業に関する連邦法」(90年6月成立/以下、連邦企業法)¹³⁾の延長線上に生まれたが、所有原則に基づく企業家活動の保証に向けて、労働集団の自主管理原則を強調する87年改革の影響を受ける「連邦企業法」よりも更に抜本的な制度改正を企図したものであった。

その「企業法」の特徴は、次の4点に要約し得る。第1は、資産所有者に対する企業経営権及び財産処分権の帰属原理の強調である。同法14条は、企業所有者に対して、直接ないし権限委任機関を通じて経営権を執行し、企業長を選出・任命する権利を付与し、所有者の企業経営に関する排他的権限を強化している。第2は、労働集団経営参加権の縮減である。同法16条は、労働集団が企業評議会に自らの代表を派遣することにより会社経営に関与する方途を認めているが、労働集団の代表権比率については何ら特別な規定を設けていない上、18条では、企業評議会の構成は、定款の定めにより会社自身が決定し得ると規定されており、「連邦企業法」に見られる強行法規性が事実上翻されている¹⁴⁾。第3は、企業活動の自立的計画化の容認である。企業は、法的禁止事項を除いてあらゆる経済活動に従事し、かつ経営活動を自主的に計画し、その将来性を決定し得るとされている(1条3項、23条)。また価格決定及び対外経済活動の自由も認められている(26条1項、28条1項)。第4は、取引・契約関係形成の自由化である。同法24条は、あらゆる経済活動における企業、組織、市民との関係は契約を基礎とし、企業は、契約当事者の選択や契約義務、またその他経済的相互条件の決定について自由であるとした。これに加え、これまでの中央集権的企業管理体制の中で、政府機関と企業群との結節点となった企業合同や部門連合への所属について、同法は、自主原則に基づく参加・離脱権を企業に付与し、企業グループ参画の国家的強制を否定した(3条1、4項)。

このように「企業法」が定める制度変更は、市場主体の形成という観点から極めて画期的であったが、ソ連期においては同法と緊密な関係を持つ諸法令との矛盾や、益々深刻化するソ連国内の政治的混乱のために法的効力を十分に発揮し得ず、その実質化は連邦解体後着手

12 Sk.,1991.4.10. なお本稿で言及されている諸法令は、主に Слово Кыргызстана 紙やブレーメン大学がインターネット上で提供する CIS 諸国に関する法律データベース (<http://www.gtz.de/lexinfosys/>) を原典とするものである。

13 87年改革及び「連邦企業法」の概要については、西村可明『社会主義から資本主義へ:ソ連・東欧における市場化政策の展開』日本評論社、1995年、第3及び第4章を参照。

14 「連邦企業法」では、基本的経営問題は企業資産所有者の代表と労働集団の代表とが同数で構成する企業理事会に委任されると規定されている(西村可明「ロシアにおける私有化政策」『経済研究』第44巻第2号、1993年、152頁)。

された経済自由化策を待たねばならなかった。1992年に開始されたその経済自由化策は、①価格の全面的自由化、②中央集権的資源配分機構の廃止、③貿易活動と外為管理に関する規制緩和を軸とするものであり、その進捗は極めて急進的なものであった。

まず、キルギスタンにおける価格自由化政策であるが、これはロシアに2日遅れた1992年1月4日に一斉に着手された。一部の消費財、エネルギー製品及び公共料金を除き、他の全ての国家統制価格が撤廃され、賃金自由化もほぼ同時に実施された。また独占企業に対する政府の利潤率規制も翌93年12月に撤廃された。こうして政府は、95年半ばに価格自由化の完了を宣言している。一方、独占対策としては、国内市場所有率が35%を越える企業を「独占的生産者」とする「反独占法」が94年1月に制定され、これに従い、政府は自然独占企業7社（鉄道、通信、エネルギー産業等）、政府認可独占企業7社（航空業、採鉱業等）、暫定的独占企業31社（機械製造業、織物業、食品工業等）を認定し、特に価格設定力が強い自然独占企業と政府認可独占企業を財務省反独占局の特別監視下に置いた。その後95年半ばには、価格管理下に置かれた独占企業は5社に削減されている¹⁵⁾。

次に、ゴスナブを中核組織として運営された旧来の資源配分機構は、「企業法」23条2項の規定に準じて1992年に廃止され、商業ベースの自由取引が導入されると共に、国家的必要のために企業が行う作業及び製品供給は、国家と企業との間で結ばれる契約を基礎とする「国家発注制」へ転換された。ついで93年には、上述の価格自由化措置と歩調を合わせ、エネルギー製品等一部の品目を除いて、工業製品の国家発注そのものが全廃された。しかし一方で、特定の国家的必要に基づく農産品及び工芸作物の強制的国家調達も、その後も暫く維持されることとなった¹⁶⁾。しかし95年半ばには、政府の物資調達活動は、西側諸国で広く採用されている公開競争入札方式へほぼ全面的に移行している¹⁷⁾。

最後の貿易活動と外為管理に関しては、1991年4月に制定された「対外経済活動の一般原則に関する法」8条により、国内法人及び市民に対して、所有形態と活動分野の区別なく対外経済活動に従事する権利が認められた。同法が定めた貿易活動に対する国家独占の放棄は、92-93年における段階的規制緩和を経た94年初頭の大胆な貿易自由化策により大いに促進された。この結果、数量割当制がほぼ全廃され、貿易ライセンス対象品目も軍事品、金、骨董品、医薬品の4品目に絞られた。政府は更に、規制緩和の一環として96年末に輸出税も廃止している（但し、穀物は規制緩和対象外とされた）。他方、外貨取引については、94年に自国通貨ソムと外貨の国内自由交換性が樹立され、続く翌95年には、同年7月に制定された「外貨取引法」4条の規定により、外貨持込み・持出しの自由化がほぼ実現した¹⁸⁾。

体制移行端緒期において、「急進的」改革戦略の一大方針としてキルギス政府が遂行した以上の経済自由化措置は、自国通貨「ソム」導入によるルーブル圏からの離脱や、緊縮型マクロ経済政策の断行と並んで、国際金融機関から高く評価された。だが、ここに問題点がな

15 金田『体制と人間』153-154頁; EBRD, *Transition Report 1997: Enterprise Performance and Growth* (London, 1997), pp.179-180; Sk.,1995.6.9.

16 即ち、農産品の国家発注は、国家間パートナー協定の履行や、軍・病院等の特殊需要のために維持され、例えば1992年の農産物に対する国家発注率は、工芸作物について100%、畜産品について50%に達した（金田『体制と人間』154頁）。このため工業企業の原料調達も多大な制約を受けたと見られる。

17 金田『体制と人間』154頁; ADB, *Economic Review and Bank Operations*, p.19.

18 Dabrowski and others, "Economic Reform in Kyrgyzstan," p.283; ADB, *Country Economic Review*, p.12; EBRD, *Transition Report 1997*, p.180; Sk.,1991.12.6, 1995.2.29-3.1.

い訳ではない。例えば、アルシュバエヴァは、1991年に制定された「キルギスタンにおける所有に関する法」（所有法）は、私的所有に対する社会主義的制限や差別を撤廃し、資産所有者による財産の利用及び処分権を保証するが、他方で、土地や地下資源等の広範な国家的所有を緩めなかったため、土地売買や不動産に対する担保権設定の制限等を以って自由な資本移動を阻害していると非難している⁽¹⁹⁾。また、破産法の制定が93年12月まで先送りされた上に、法律制定後も会社更生事務に特化する裁判機関が整備されないため、市場参加が自由化される一方で、企業退出を円滑化する組織機構が欠如していた点も看過できない。その他、「担保法」制定の大幅な後れ（97年1月）、証券取引所等のインフラの未整備、新税法典と外国投資法の不整合、企業配当金への二重課税問題、会計法近代化の後れも未解決の政策課題とされている⁽²⁰⁾。こうした問題は無論重要であるが、キルギス政府が、企業活動の自由化を実質化する制度環境の構築に多大な努力を注入し、そこに一定の前進を見たことは確かである。むしろ、ここで強調されるべき点は、このような制度環境が、競争促進的産業組織と、これを補完する政府—企業間関係によって内実を与えられているか否かにある。そこで、次に考察すべきは、産業組織と政府—企業間関係の進化形態である。

2. 国有企業の私有化と産業組織の進化

2.1 企業私有化の規範的枠組

ところで、体制移行期における産業組織と政府—企業間関係の進化経路を規定する最も重要な要因は国有企業の私有化に他ならない。というのは、私有化政策によって産業組織の中核を占める国有企業の所有・統治形態が転換され、これと共に政府—企業間関係も根本的変化を余儀なくされるからである。

その国有企業の私有化政策は、政府により自己調整的市場メカニズムの形成と国民の社会的心理変化を促進する最重要課題と位置づけられたが⁽²¹⁾、IMF等の国際金融機関もその推移に重大な関心を抱き、その途上で数々の政策勧告を行った⁽²²⁾。このため、企業私有化の規範的枠組は、1991年12月に制定された「キルギスタン共和国における非国家化、私有化及び企業家活動の基本原則に関する法」（以下、私有化基本法）と、94年1月制定の「国有資産の非国家化及び私有化に関する法」（以下、改正私有化法）を基軸とし、更に国際金融機関の勧告を踏まえた諸法令や、個別具体的ガイドラインを定めた国家プログラムの諸規定が付け加わった複雑な体系となっている。その全体的把握は勿論重要であるが、この課題は補論に委ね、ここでは私有化基本法を中心とする私有化方式の骨子と、「改正私有化法」制定を契機とする広範囲な変更の経緯を概観するに止めたい。

19 A. Alyshbaeva, *Economic Reform in Central Asia: A Case of Kyrgyzstan* (The Center for Interdisciplinary Research of Tohoku University, Central Asian Studies Series 3, Research Report on “A comprehensive study of social change in Central Asia,” 1997), p.27.

20 税制及び会計制度に係わる問題点については S. Horton and T. Kenenbaev, “Kyrgyzstan Struggles to Modernize Its Tax Law,” *Central Asia Monitor* 2 (1997), pp.27-29 が詳しい。

21 *Ермакович В., Паньков Ю. Приватизация в Кыргызстане*. CASE research foundation, Warsaw, 1994. C.3-4.

22 例えば、1992年7月に国会が承認した私有化プログラムは、IMFと世界銀行の専門家が作成し、キルギス政府に勧告したものである（金田『体制と人間』173頁）。

「私有化基本法」及びその関連諸法令は、体制移行期の私有化政策を規定する初めての一般的枠組を提供した（補論S1参照）。これにより、国有企業の私有化政策を総合的に指揮・管理する国家機関として、中央には共和国国家資産ファンド（以下、国家資産ファンド）が、地方には国家資産ファンドの下部機関として州及びビシュケク市国家資産ファンド（以下、地方資産ファンド）が設置された。また、企業私有化の基本的手段として、①国有・公有企業²³の何らかの人間集団により所有される企業（以下、集団所有企業）への改組、②国家が保有する国有・公有企業株式の売却、③既に賃貸されている国家資産の賃借人による買取り、④コンクール（契約条件付き競争入札）、⑤オークション（競売）、⑥国有・公有企業の民間セクターへの経営権譲渡及び⑦無償譲渡の7方式が採用され、多彩な私有化形態が整備された。更に、体制転換の利益を一般市民に均霑するために、全国民に「特別支払手段」を配布した上で、「特別支払手段」が投資可能な公開オークション等を通じて国家資産を無差別に売却する「大衆私有化方式」も併置された。

しかし、「私有化基本法」が定めた私有化方式は、1992-93年の2年間に数々の問題点が指摘された。第1に、国有企業の株式会社化に際して、企業内部者の株式取得が優勢となった。例えば、当該期間に私有化された工業企業の76.1%（201社）が株式会社化を選択したが、企業幹部及び労働集団は、法令の定める優遇条件を活用して自社株式を平均53%獲得した²⁴。これに労働集団が全資産を買収したケースを加算すれば、企業内部者が取得した企業（以下、インサイダー所有企業）は、私有化された工業企業全体の88.3%（233社）に達した。このため、当初はインサイダーによる企業の取得を容認していたアカエフ大統領も、彼らによる国有資産のあからさまな取得活動に対し危惧の念を表明した²⁵。第2に、国有企業の非公開株式会社化が多発した。株式会社化に改組した企業の約3分の1が非公開株式会社に留まったことから、外部投資家による株式取得が事実上封鎖された他、非公開株式を保有したままの離職や解雇が法的に認められなかったために従業員の解雇や転職活動を妨げる等の弊害を生んだ。第3に、国家資産の不当廉売が頻発した。資産評価作業に対する外部監査が機能せず、査定価格が恣意的に下方誘導される事例がマスコミにより多数指摘された他、政府官僚の関与が刑事告発されたり、地方行政府の長が懲戒免職される等の事件が次々と発生した²⁶。第4に、「特別支払手段」の利用率が極めて低調に推移し、大衆私有化政策が失敗に帰した。キルギス国民の76%（約360万人）に支給された「特別支払手段」（総額41百万ソム相当）は、93年12月時点で全体の5%のみが利用されたに過ぎず、更に、利用された「特

23 本稿の「公有企業」とは、地方行政府が所有する企業を指している。

24 *Ермакович, Панькув. Приватизация в Кыргызстане. С.11-12.*

25 例えば、1991年12月20日の共和国最高会議でのスピーチにおいてアカエフ大統領は、企業資産の労働集団への所有移転に関して、「この様な形態の非国家化は非効率であるとするエコノミストもいる。しかし26カ国で労働集団が所有する企業が成功裡に活躍している。社会的プランとしてインサイダー所有企業は極めて魅力的である。」と発言していたが（Sk,1991.12.24）、その後出版された自書においては、私有化過程の過ちとして、労働集団への特権の与え過ぎを認めている（アカエフ『キルギスタン共和国の社会・経済発展戦略と当面の対策』25頁）。

26 アカエフ『キルギスタン共和国の社会・経済発展戦略と当面の対策』25頁；Abazov, “Policy of Economic Transition in Kyrgyzstan,” p.210. 例えば、1994年の私有化調査の結果、国家資産を安価で買占め、個人的目的のために資産ファンドを利用した事実を露見されたジャラルアバド州のマヤリ・サイ地区長が、同年10月にジュマガロフ首相によって直接解任されている（*Inside Central Asia*, No.40, p.3）。

別支払手段」の殆どが住宅ファンドの取得に充当されるという予想外の結果に終わった。「特別支払手段」の低利用率が生じた原因として、①地方における「特別支払手段」支給事務の遅滞、②公開オークションの少なさ²⁷⁾、③一般市民に対する情報発信の不十分性等が指摘されており、大衆私有化政策に対する国家の取組みが各方面から非難された。

上記の諸問題に直面した政府及び議会は、「私有化基本法」の改正によって状況の改善を図った。その主眼点は、①政策目標の量的指標から質的指標への重点転換、②行政手続の透明性と客観性の強化、③国有資産売却プロセスの公開性拡大と一般市民の参加促進、④インサイダーによる企業支配の抑制にあった（補論 S2 参照）。具体的改正内容は多岐にわたるが、最も重要な点は、以下3点に要約し得る。第1は、外部投資家による国家保有株式の入手可能性が強化された点である。政府は、1994年以降、国有企業の非公開型株式会社化を禁止すると共に、既存非公開型株式会社の株式公開を義務化した上で、政府機関や経済連盟に分散管理されていた国家保有株式を国家資産ファンドへ集中し（後に詳述）、国家保有株式を一元的に売却する体制を整えた。第2は、国家資産の無償取得権を流動化させると共に、大衆私有化への機関投資家の参加を認めた点である。様々な問題が噴出した「特別支払手段」は廃止され、特殊国家有価証券として国内での自由譲渡性が附与された「私有化クーポン」が導入された。また同時に、自社発行株式と引換に市民から「私有化クーポン」を引き受け、それを再投資する「特別資産ファンド」の設立が認可された。第3は、労働集団に与えられた優遇措置が大幅に削減された点である。政府及び議会は、これまで労働集団に対して排他的に認めていた資産価格割引制等を撤廃した他、株式会社化された国有企業については、労働集団へ無償供与される5%の株式を除いた残り全てを国家資産ファンドへ帰属せしめることで、企業資産売却に係わる政府主導権を強化した。なお、「改正私有化法」の制定以後97年末まで、私有化方式の規範的枠組みには特記すべき変更が行われていない。

2.2 私有化政策の進捗と産業組織形態の進化

そこで次に問題となるのは、上記の方式で推進され、1997年半ばの段階で、ロシアに次ぐ民間部門の急速な拡大²⁸⁾をもたらした企業私有化の進捗状況と、それが経済構造及び工業部門における産業組織に及ぼした実質的影響である²⁹⁾。

まず、経済構造に及ぼした影響であるが、それは次の3点に整理できる。

第1に、企業形態の多様化が指摘し得る。私有化政策の進展により、1997年末までに生

27 事実、オークションを介して私有化された企業は1992-93年において、全体の約6.4%（286社）に過ぎなかった（IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.101に基づく筆者の算定）。また企業従業員のみが部内情報を通じて自社株式オークションを組織し、一般市民を意図的に排除するという弊害も指摘されており（Dabrowski and others, “Economic Reform in Kyrgyzstan,” p.288）、かかるインサイダー的行動も、「特別支払手段」の活用範囲を制限する原因になったと考えられる。

28 表1によれば、当該時期にGDPに占める民間部門の比重は、ロシアが70%、キルギスタンが60%であったのに対し、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンは各々55%、45%、25%である。

29 以下の整理に当たっては、国家資産ファンドや統計委員会等の各種資料の他、IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (staff country report No.96/98) (Washington, D. C., 1996); IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998); ADB, *Economic Review and Bank Operations*; ADB, *Kyrgyz Republic: Country Operational Strategy* (STS: KGZ 96029) (1996); ADB, *Country Economic Review*; EBRD, *Transition Report 1997*; Ермакович, Панькув. Приватизация в Кыргызстане; Dabrowski and others, “Economic Reform in Kyrgyzstan”; 金田『体制と人間』等を参照した。

産部門に属する私有化対象企業8736社のうち6417社が所有形態を変換し、企業数をベースとした私有化率は73.4%に達した⁽³⁰⁾。また当該期間に売却された企業固定資産の総額は、134億1090万ソムに相当した⁽³¹⁾。生産部門全体の私有化率を上回ったのは、商業・公共外食(97.4%)、サービス業(98.5%)、工業部門(88.2%)であり、逆に農業及び運輸業は50%にも及ばなかった(表2)。これら私有化企業をベースに1139社の株式会社、171社の有限会社、2500社を越える個人所有企業が誕生した。このような既存企業の民営化に加え、民間企業が新規設立されることにより、キルギスタンにおいて企業形態の多様化が促進された。即ち、97年1月1日現在で、国有・公有企業の、労働雇用を伴わない個人企業、農家及び農場経営体を含めた全国内法人数に占める比重は各々1.3%(1647社)、0.4%(497社)となり、国有法人セクターの比重が2%を割り込んだ一方、民間法人セクターは、公開株式会社が1.1%(1403社)、非公開株式会社が0.3%(324社)、有限会社が2.5%(3132社)、追加責任会社⁽³²⁾が0.1%(110社)、完全同権者組合(полное товарищество)が5.1%(6412社)、合弁企業が1.2%(1516社)、生産協同組合が1.1%(1424社)と多極化を遂げつつ、その全体的比重を徐々に拡大した⁽³³⁾。

第2は、労働市場の構造変化である。企業私有化の進展に伴い、労働者の就業構造も大きく様変わりした。国有セクター従事者数の比率は、経済全体で1991年の70.2%から97年には26.0%に、工業部門で89.7%から19.9%に減少した一方、私的セクター従事者は、経済全体で29.2%から69.5%に、工業部門で8.9%から66.5%に増大した。また、合弁企業及び混合企業の従事者も、経済全体で0.2%から3.9%に、工業部門で0.9%から12.6%に増加している⁽³⁴⁾。

第3は、個人株主及び機関投資家の形成である。先述した「特別支払手段」による無償私有化政策の失敗を受けて導入された「私有化クーポン」の支給規模は、「特別支払手段」との交換分に社会的弱者への支援を目的とした追加発行分等に加え、総額35億4243万ポイントに達した。1994年4月から97年6月の間に国家資産ファンドが組織した237回のクーポン・オークションにおいて、1056社の株式が競売対象となり、この結果、200万人以上の市民が総額9億280万ソム相当の株式を取得した。一方、「クルグズ・インベスト」、「オシ・インベスト」、BNC等を代表格とする特別投資ファンド18社(97年9月時点)は、自社株との交換によって6億5480万ポイント分の「私有化クーポン」(全体の18.5%)を収集した。この結果、約13万の市民や法人が特別投資ファンドの株主となっている。なお、政府は、投資ファンドに対して、1社当たり25%以上の株式購入を禁止するという規制を適用している(25%ルール)。このため、投資ファンドは、企業長、労働集団ないし政府が支配株を握る私

30 なお同国では、株式会社ないしその他法人の場合、国家の株式ないし出資金持分比率が50%を下回った場合に、当該企業は私有化されたと見なされる。

31 「1998-2000年の非国家化・私有化プログラム」での公表値。

32 「追加責任会社」とは無限責任会社の一種で、出資者(社員)は出資額を越える会社の債務に関して、会社に抛出した出資額の比率に応じて連帯責任を負うことが義務づけられている。

33 Национальный статистический комитет Кыргызской Республики. Кыргызстан в цифрах 1996: Краткий статистический справочник. Бишкек, 1997. С.158-159. 労働雇用を伴わない個人企業や農家、農場経営体の比重は1996年1月1日現在で約68%を占めた(Alyshbaeva, *Economic Reform in Central Asia*, p.64)。なお、新たに設立された合弁企業の多くが、法律上の優遇措置を利用した税金逃れのために設立されていると指摘されるなど(Sk., 1995.12.01)、企業設立に関する問題が多数指摘されており、統計上の比重が必ずしも企業形態の実態の勢力図を反映していない可能性がある。

34 CISSTAT. Содружество Независимых Государств в 1997 году. С.346.

表2 企業の私有化過程（1991-97年）

| | | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 私有化対象企業数(a) ¹⁾ | 8,736 | — | — | — | — | — | — | — |
| 工業 | 602 | — | — | — | — | — | — | — |
| 農業 | 855 | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 730 | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業 | 295 | — | — | — | — | — | — | — |
| 商業・公共給食 | 1,945 | — | — | — | — | — | — | — |
| サービス業 | 1,919 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 2,390 | — | — | — | — | — | — | — |
| 私有化企業数(各年) | — | 175 | 2,385 | 1,867 | 721 | 781 | 313 | 170 |
| 工業 | — | 9 | 109 | 146 | 60 | 139 | 22 | 46 |
| 農業 | — | — | 59 | 174 | 87 | 23 | 10 | 1 |
| 建設業 | — | 5 | 81 | 190 | 93 | 87 | 39 | 8 |
| 運輸業 | — | — | 18 | 61 | 6 | 33 | 7 | 13 |
| 商業・公共給食 | — | 60 | 845 | 725 | 119 | 49 | 81 | 15 |
| サービス業 | — | 95 | 1,249 | 469 | 37 | 20 | 14 | 6 |
| その他 | — | 6 | 24 | 102 | 319 | 430 | 140 | 81 |
| 私有化企業数(累積)(b) | — | 175 | 2,560 | 4,427 | 5,148 | 5,929 | 6,242 | 6,412 |
| 工業 | — | 9 | 118 | 264 | 324 | 463 | 485 | 531 |
| 農業 | — | — | 59 | 233 | 320 | 343 | 353 | 354 |
| 建設業 | — | 5 | 86 | 276 | 369 | 456 | 495 | 503 |
| 運輸業 | — | — | 18 | 79 | 85 | 118 | 125 | 138 |
| 商業・公共給食 | — | 60 | 905 | 1,630 | 1,749 | 1,798 | 1,879 | 1,894 |
| サービス業 | — | 95 | 1,344 | 1,813 | 1,850 | 1,870 | 1,884 | 1,890 |
| その他 | — | 6 | 30 | 132 | 451 | 881 | 1,021 | 1,102 |
| 私有化企業比率(b/a)(%) ²⁾ | — | 2.0 | 29.3 | 50.7 | 58.9 | 67.9 | 71.5 | 73.4 |
| 工業 | — | 1.5 | 19.6 | 43.9 | 53.8 | 76.9 | 80.6 | 88.2 |
| 農業 | — | — | 6.9 | 27.3 | 37.4 | 40.1 | 41.3 | 41.4 |
| 建設業 | — | 0.7 | 11.8 | 37.8 | 50.5 | 62.5 | 67.8 | 68.9 |
| 運輸業 | — | — | 6.1 | 26.8 | 28.8 | 40.0 | 42.4 | 46.8 |
| 商業・公共給食 | — | 3.1 | 46.5 | 83.8 | 89.9 | 92.4 | 96.6 | 97.4 |
| サービス業 | — | 5.0 | 70.0 | 94.5 | 96.4 | 97.4 | 98.2 | 98.5 |
| その他 | — | 0.3 | 1.3 | 5.5 | 18.9 | 36.9 | 42.7 | 46.1 |

(出所) キルギス共和国国家資産ファンド資料、IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.101 より筆者作成。

(注1) 私有化対象企業総数は9,989社であるが、ここでは非生産部門所属企業1,253社が除外されている。

(注2) 必ずしも100%私有化された企業の比率を示すものではない。

有化企業に対して十分な支配力を発揮し得ないと指摘されている³⁵⁾。なお「私有化クーポン」は、資本市場におけるディーラー間取引の対象ともなり、例えば共和国資本取引所において、94年9月1日から97年6月30日までの期間に13622回の取引が成立し、3億9443万ポイント分のクーポンが売買されている。その際、市民の多くが、無償配布されたクーポンをこのようなチャンネルで投資ファンドや法人に売却し、その現金化を拙速に行ったために、投資対象として最も魅力の高い基幹産業企業株の取得機会を逸したと政府は政策運営上の問題点を認めている。97年に、「クルグズ・アバ・ジョルドル」、「クルグズエネルギーホールディング」、「クルグズガス」、「クルグズ・マイニング・コンビナート」、「クルグズ・アクル」等の有力大企業9社の株式がクーポン・オークションで売却されたが、一般市民が購入した株式のシェアが4～15%に止まったのも、この問題が主因とされている³⁶⁾。これらの問題を孕みながらも97年下半期には「私有化クーポン」の94.5%が使用済となり、政府は同年10月に大衆私有化がほぼ終了したとする公式見解を発表した³⁷⁾。

以上のような企業私有化の進捗が、経済構造に及ぼした諸変化は確かに見るべきものがあるが、先に触れた工業企業私有化率(88.2%)の直感的印象とは裏腹に、国有企業の私有化が工業部門の産業組織に与えた影響には否定的な側面が含まれている。それは大別して次の2点に要約できる。

第1に、私有化方式改正後もインサイダーによる企業資産取得の趨勢が抑制されなかった。1994年以後も、競争入札及びオークションの対象となった工業企業は僅か27社(私有化工業企業全体の5.7%)に止まった(表3)。また制度改正により、株式会社化した工業企業が発行する株式の95%が現金ないし「私有化クーポン」による売却対象となり、外部投資家による株式取得率の向上が大いに期待されたが、実際には無償供与分5%に加え、売却済株式の殆どが企業長ないし労働集団の手中に落ちた。事実、1992年、94年及び96年上半期の状態を示す工業企業289社に関するマイクロデータ分析³⁸⁾によれば、1992-94年上半期の間に国家的所有に残存したか、ないしはインサイダー所有企業以外の所有形態へ移行した企業の多くが、1994-96年上半期の間にインサイダー所有企業への転換を遂げており、結果として、標本集団に占めるインサイダー所有企業の比重が1992-96年上半期を通じて3.5%から55.0%へ急増したことが確認されている(図1)。

35 World Bank and OECD, *Between State and Market: Mass Privatization in Transition Economies* (Washington, D. C., 1997), p.211. この点に関連してEBRDは、特別投資ファンドのクーポン糾合率が20%を下回った事実を以って、投資ファンド制導入による株式市場形成の促進効果は小かったものとの否定的見解を示している(EBRD, *Transition Report 1997*, p.179)。

36 IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.33. なお、これら有力大企業の国家保有株式の一般売却が遅滞している理由の一つとして、議会側の激しい抵抗が指摘されている(EBRD, *Transition Report 1997*, p.179)。

37 1997年10月15日付「国有資産のクーポン私有化の諸結果に関する政府決定」。

38 マイクロデータの出所は、Бизнес-Карта: Кыргызстан, Таджикистан, Туркменистан: Промышленность. Т. 29. Москва: АДИ "Бизнес-Карта", 1992; 1994; 1997. である。ここではマイクロデータの詳細に関する説明は紙幅の都合から割愛する。詳しくは、I. Iwasaki, "Industrial Structure and Regional Development in Central Asia: A Microdata Analysis on Spatial Allocation of Industry," *Central Asian Survey* 19:1 (2000) (forthcoming) を参照。なお標本集団による工業部門のカバレッジは、工業従事者数に関するマクロ経済統計(CISSTAT. Содружество Независимых Государств в 1997 году. С.330)との比較において、1992年については約58%、1994年については約62%、1996年については約52%と推定された。また原データは分析期間に該当しないデータを若干含んでいるが、それらはデータベースを作成する過程で適宜除外した。

表3 工業企業の私有化方式（1991-97年）

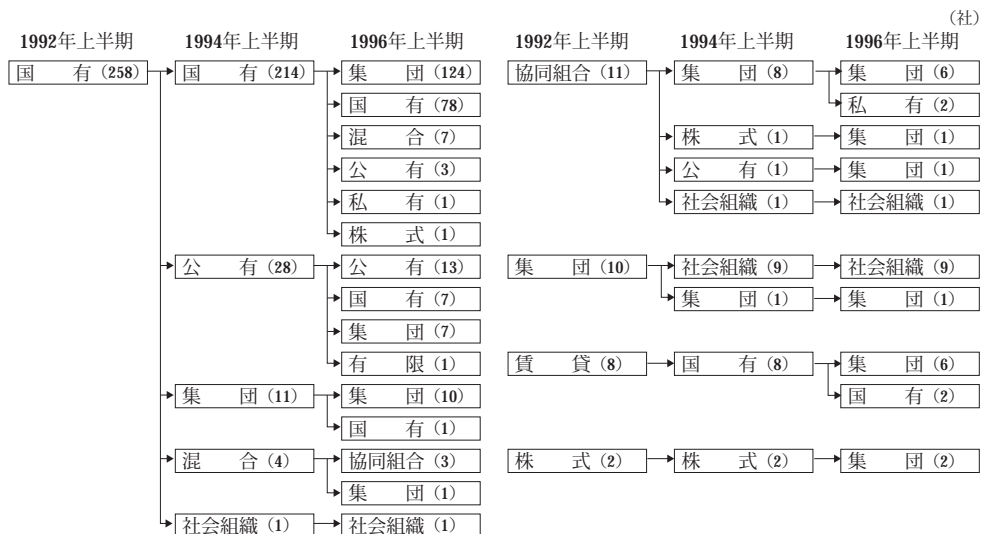
| | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 ^リ |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 私有化企業全体（各年） | 9 | 109 | 146 | 60 | 138 | 22 | 8 |
| 競争入札 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 | 3 | 0 |
| 個人への売却 | 0 | 0 | 4 | 6 | 8 | 0 | 1 |
| 買取り権付リース | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 株式会社への改組 | 5 | 91 | 105 | 34 | 104 | 15 | 6 |
| オークション | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 1 | 0 |
| 労働集団への売却 | 1 | 9 | 22 | 6 | 10 | 1 | 0 |
| 有限責任会社への改組 | 0 | 5 | 15 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 私有化企業全体（累積） | 9 | 118 | 264 | 324 | 462 | 484 | 492 |
| 競争入札 | 0 | 0 | 0 | 5 | 9 | 12 | 12 |
| 個人への売却 | 0 | 0 | 4 | 10 | 18 | 18 | 19 |
| 買取り権付リース | 3 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 |
| 株式会社への改組 | 5 | 96 | 201 | 235 | 339 | 354 | 360 |
| オークション | 0 | 0 | 0 | 6 | 15 | 16 | 16 |
| 労働集団への売却 | 1 | 10 | 32 | 38 | 48 | 49 | 49 |
| 有限責任会社への改組 | 0 | 5 | 20 | 23 | 25 | 26 | 27 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(出所) IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.101.なお各年データは累積データに基づき筆者が逆算出したもの。

(注1) 1-6月。

(注2) 同表のデータは表2と若干の不整合が見られる。

図1 工業企業所有形態の移行経路（1992/94/96年上半期）



(出所) 注38に挙げた資料に基づき筆者作成。

(注1) サンプル数は289社。

(注2) 「国有(公有)」とある企業は、株式会社化された国有(公有)企業を含む。逆に「株式」とある企業は、民営の株式会社を指す。

(注3) 以上の結果、標本集団内の各所有形態のランクと比重は、1992年において、①国有企業89.3%、②協同組合3.8%、③集团的所有3.5%、④賃貸2.8%、⑤民間株式会社0.7%、1994年において、①国有企業76.8%、②公営企業10.0%、③集团的所有6.9%、④社会組織3.8%、⑤混合形態1.4%、⑥民間株式会社1.0%、1996年において、①集团的所有55.0%、②国有企業30.4%、③公営企業5.5%、④社会組織3.8%、⑤混合形態2.4%、⑥協同組合1.0%、⑦私有企業1.0%、⑧民間株式会社0.3%、⑨民間有限会社0.3%と変化している。

私有化方式改正以降もインサイダー所有化傾向に歯止めがかからなかった要因として次の5点が指摘できる³⁹⁾。第1に、平均月収と勤務年数をベースに支給額が決まる「特別支払手段」制は、平均賃金が他の部門よりも遥かに高い工業企業従事者に最も有利に作用したが、この優位性は、「特別支払手段」が一律のレートで「私有化クーポン」へ機械的に交換されたために「私有化クーポン」移行後も全く是正されなかった。第2に、「私有化クーポン」の流通性を利用して、自社資産の取得に必要なクーポンを企業内部者が外部から調達する方が開かれていたにも拘らず、国家規制が何ら発動されなかった。第3に、工業企業に関する財務内容の情報公開が進まず、インサイダーと外部投資家との情報の非対称性が十分には除去されなかった。第4に、体制転換の途上で私有化対象企業の多くが経営危機に陥り、投資対象としての魅力を欠いた⁴⁰⁾。第5に、私有化が待望された有力大企業は、政府主導の抜本的経営再建策が講じられる長い間に渡って株式売却の目処が明らかにならなかった⁴¹⁾。特に第3点及び第4点の影響から、公開オークションにおいて多数の工業企業株が売れ残り、それら未売却株が国家資産ファンドに残留したことも、結果として私有化企業のインサイダー所有比率を押し上げた。

産業組織上の第2の否定的側面は、固定資本ベースで測定された企業私有化率が、企業ベースのそれと大きく乖離した点である。企業数を基準とした私有化率の高さは、工業固定資本の所有状況に着目したコザルジェフスキの調査結果により、その虚構性が解明された⁴²⁾。即ち、これまでに指摘した諸事実を踏まえて、当該調査結果を整理すれば次の通りである。

(1) 私有化政策導入時(1991年)における工業固定資本の国有化率は、部門全体で81.5%であった。この時点で政府は、冶金業、化学工業に対するほぼ完全なコントロールを有し、

39 以下の整理は、ADB, *Kyrgyz Republic: Country Operational Strategy*, p.11; World Bank and OECD, *Between State and Market*, p.210 等によるものである。

40 例えば、1996年上半期中に国家統計委員会が国内法人約3000社の財務状況を調査した結果、その49%が赤字経営に陥っていたことが明らかとなった(1996.11.29日付 *Независимая газета* 紙)。

41 なお政府の最も重要な企業再建策として注目されるのは、1994年5月に設置された企業改革・精算庁(ERRA: Enterprise Reform and Resolution Agency)を実施機関とし、翌94年に世銀が供与した6千万ドルの特別融資(PESAC: Privatization and Enterprise Sector Adjustment Credit)を原資とする大工業企業の再建・整理計画である。同計画には赤字企業ないし非効率な生産ラインの操業停止、従業員のレイオフ、資材や設備購入の新規購入禁止等の臨時措置を踏まえ、①企業債務構造の分析、②黒字部門の独立と赤字部門の整理・売却、③支店の統廃合、④社会インフラの地方行政への移管等を行うスキームが盛り込まれている。94年当初再建対象となった大企業29社の内、97年半ばの時点で、14社が売却され、5社が解散、4社が自主的経営再建を行うなどして計画から途中離脱している(金田『体制と人間』181頁; IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.34; Абдынасыров У. Экономические реформы в Кыргызской Республике: Нынешний этап и очередные задачи. Международный институт стратегических исследований при президенте Кыргызской Республики, mimeo. Бишкек, 1995. С.40)。但し、同計画に基づく経営再建策が講じられたオシ綿花生産合同に関する現地調査によれば、政府の支援により借入金の金利免除やロシア製織機の新規導入等が行われた後も、衣料用綿糸として国際的に需要性のある細番手のコマ糸ではなく、旧来の主力製品である太番手のカード糸が生産され続ける等、政府主導の再建策が、必ずしも対象企業の市場競争力の改善に結実していないとの指摘もある(東勇次郎『キルギス共和国経済の問題点と国際協力』『ロシア・東欧学会年報』24号、1995年、89-90頁)。

42 *Козаржевский П. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике. Центр социально-экономических исследований (CASE). Бишкек - Варшава, 1997. С.6-13.* 同調査は、ポーランドの研究機関CASEとキルギス政府との共同研究プロジェクトの一環として実施されたもので、国家資産ファンドが管理する企業の財務諸表や、国家統計委員会の一次資料を駆使しており、本稿で引用するデータの信頼性もかなり高いものと思われる。

また燃料・エネルギー産業、建設資材業に対する資産所有率もそれらを幾分下回るもの
の高水準にあった。一方、木材加工・製紙業及び機械製造・金属加工業においては、労
働集団の資産所有率が比較的高いものの、部門全体で見れば、労働集団のシェアは僅か
6.5%に過ぎなかった（表4）。

- (2) 1996年末までの期間に所有形態を転換した企業が、工業部門全体に占める比重は、企業
数で47.7%、固定資本で29.7%に相当した（表5）。従って、この値と前出の表2とを照
合すると、私有化目標設定時に私有化対象外とされた工業企業が約410社存在したこと
が判明する。更に、96年末までに私有化された工業固定資本は、部門全体の17.8%に過
ぎず、その中で労働集団が追加的に取得した固定資本は7.7%ならずであったことも認め
られる。
- (3) 私有化企業の96年末時点での所有構造を見ると、国家株式保有率が25%を下回る企業は
全体の70.8%に達している。しかし、固定資本ベースで見た国有比率は依然として40.2%
の水準にあり、特に燃料・エネルギー産業及び冶金業に至っては、極めて高い国家所有
率（80.9%、79.8%）が保持されている（表6）。

表4 私有化開始時の国家と労働集団の工業固定資本所有比率
(%)

| | 固定資本所有率 | |
|------------|---------|------|
| | 国 家 | 労働集団 |
| 燃料・エネルギー産業 | 67.9 | 5.0 |
| 冶金業 | 93.9 | 5.0 |
| 化学産業 | 93.0 | 5.4 |
| 機械製造・金属加工業 | 36.0 | 36.0 |
| 木材加工・製紙工業 | 20.2 | 44.5 |
| 建設資材業 | 67.8 | 10.2 |
| 軽工業 | 52.8 | 18.7 |
| 食品工業 | 42.6 | 8.5 |
| その他 | 76.7 | 5.5 |
| 工業全体 | 81.5 | 6.5 |

(出所) Козаржевский. Приватизация про-
мышленных предприятий в Кыргыз-
ской Республике. С.6.

表5 私有化企業及び私有化された工業固定資本の部門別シェア（1996年末）

| | (%) | | | |
|------------|-------------------------|------|---------------|-------------------------|
| | 私有化企業の比重 ^(注) | | 私有化された固定資本の比重 | |
| | 企業数 | 固定資本 | 私有化率 | 内、労働集団へ委譲 された固定資本の比重 |
| 燃料・エネルギー産業 | 27.8 | 61.8 | 11.8 | 3.1 |
| 冶金業 | 33.3 | 5.0 | 1.0 | 0.3 |
| 化学産業 | 57.1 | 80.7 | 47.7 | 26.6 |
| 機械製造・金属加工業 | 32.0 | 56.4 | 40.0 | 23.1 |
| 木材加工・製紙工業 | 59.1 | 60.6 | 52.4 | 30.1 |
| 建設資材業 | 70.4 | 80.8 | 47.6 | 21.2 |
| 軽工業 | 41.8 | 52.8 | 43.2 | 25.2 |
| 食品工業 | 68.8 | 79.5 | 49.0 | 13.4 |
| その他 | 32.3 | 44.1 | 26.5 | 3.2 |
| 工業全体 | 47.7 | 29.7 | 17.8 | 7.7 |

(出所) Козаржевский. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике. С.8.

(注) 必ずしも私有化が完了した企業を意味するものではない。

表6 私有化された工業企業の株式及び固定資本の所有構造(1996年末)

| | 国家株式保有率が25%以下である企業の比重(企業数ベース) | 固定資本の所有構造 | | | |
|------------|-------------------------------|-----------|--------|---------|-------|
| | | 民間保有率 | 内、労働集団 | 内、外国投資家 | 国家保有率 |
| 燃料・エネルギー産業 | 20.0 | 19.1 | 5.0 | — | 80.9 |
| 冶金業 | 25.0 | 20.2 | 5.5 | 0.2 | 79.8 |
| 化学産業 | 50.0 | 59.1 | 33.0 | 3.6 | 40.9 |
| 機械製造・金属加工業 | 66.7 | 70.9 | 41.0 | 7.5 | 29.1 |
| 木材加工・製紙工業 | 92.3 | 86.5 | 49.7 | 4.4 | 13.5 |
| 建設資材業 | 68.5 | 58.9 | 26.2 | — | 41.1 |
| 軽工業 | 73.2 | 81.7 | 47.8 | 0.8 | 18.3 |
| 食品工業 | 79.0 | 61.6 | 16.8 | 3.4 | 38.4 |
| その他 | 61.9 | 60.1 | 7.2 | 6.5 | 39.9 |
| 工業全体 | 70.8 | 59.8 | 25.9 | 3.4 | 40.2 |

(出所) Козаржевский. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике. С.10.

以上の議論を敷衍すると、キルギス工業の産業組織は、次の特徴を有する構造へ変容したものと推定し得る。第1に、資産売却が進んだ工業企業の大多数は、小規模企業が資産価値の低い中規模企業が中心であり、企業長や労働集団が主体となるガバナンス構造はこれら企業群に限って優勢である。工業企業の所有形態別平均規模に関するマイクロデータ分析もこれを裏付けている(表7)。第2に、中・大規模企業の多くは公開型株式会社へ転換しているが、インサイダーや投資ファンドが取得した株式を除く大部分が国家資産ファンドの管理下に残存し、このカテゴリーにおいて「資産所有者としての国家」が一掃されていない⁽⁴³⁾。第3に、97年初頭の時点で国内法人数の1.3%を占めるに過ぎない国有企業集団(1647社)の中に、資産価値の極めて高い超大規模企業が多数含まれている。このためキルギスタンにおいては、①企業長及び労働集団の支配下にある中小企業層、②政府とインサイダーとの混合的支配下にある中・大企業層、③ほぼ完全な国家管理下にある基幹産業や超大規模企業群という、大別すれば3つの統治形態から成る産業組織が工業部門に創出された。そしてこのために、所有と経営の未分離、経営責任をソフト化する国家への依存性が、工業界全体で払拭されていない恐れが高いと考えられる。また、赤字企業を清算するケース以外には、独占企業を解体する試みが殆ど実施されなかったために、結果として集中度の高い生産構造が放置され、企業間競争の促進という市場経済化の目標達成を危うくしている点も問題点として指摘できる。

かかる産業組織の形成は、ソヴェト工業配置政策が創出したキルギス工業の構造や地域展開状況とも密接な係わりがある。即ち、キルギスタンの工業部門は、他の中央アジア諸国と同様に比較的大型の生産単位で構成される産業組織を有し、中でも超大型工場は地方各地へ分散配置され、現地住民の雇用や、住宅、教育機関、集中暖房設備等の社会資本の維持に大きな役割を果たした⁽⁴⁴⁾。このような前提条件の下で、中小企業の私有化を性急に進める一

43 IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.7 によれば、1997年末時点でも、大企業約100社、中小企業約3600社の株式が国家資産ファンドの管理下にあった。

44 ソ連解体直後のキルギス工業の産業組織構造及び空間的配置状況については、Iwasaki, "Industrial Structure and Regional Development in Central Asia" を参照。

方、経営破綻を招けば地域社会への多大な影響を免れない国有大企業の改革が先送りされ、かつ燃料・エネルギー産業、冶金業等の資本集約的な「戦略産業」や、一部の超大規模企業を市場経済化当初から改革対象外とする戦術を用いれば、その後私有化政策をどんなに果敢に実施したとしても、大部分の工業固定資本が国家の手中に残るのは必然であったと考えられる。

以上の様に、工業部門の産業組織構造の中で、政府の存在と役割は決して小さくなく、工業企業群を指導・監督する政府諸機関と企業との相互関係が、産業組織の変容と共に如何なる進化を遂げたかが看過し得ない問題となる。これが次節の検討課題である。

表 7 工業企業の所有形態別平均規模（1996 年上半期）

| | （%） | |
|-------|-------------|---------------|
| | 従業員数 （名） | 固定資本 （千ソム） |
| 国有企業 | 428.3 | 12494.0 |
| 公有企業 | 87.2 | 384.3 |
| 混合企業 | 485.8 | 1231.8 |
| 集団化企業 | 353.8 | 1145.8 |
| 私有企業 | 101.0 | 301.7 |
| 株式会社 | 428.0 | 1450.7 |
| 協同組合 | 55.0 | 2760.0 |
| 社会組織 | 115.2 | 172.7 |

（出所） 図 1 に同じ。

（注） サンプル数は 269 社。

3. 国家経済管理システムの再編と政府－企業間関係

市場経済化の進展に伴い、国家経済管理システムも抜本的再編を必要とする。旧ソ連諸国にとってその大前提となるのは 1970 年代に確立したソ連独自の工業管理制度⁴⁵⁾であり、各国政府にとって、そこに蓄積された資本及び人的・情動的資源を如何に再利用するかが、改革始動期における焦眉の課題であった。何故なら、これらソ連期に培われた経済資源は、放置すれば膨大な埋没費用へ転化し、国家の経済運営上も多大な損失となるからである。キルギス政府もその例外ではなかった。事実、同国で実施された経済管理システムの再編策も、既存組織の統廃合と经济管理権限の再分配という形態を以って実施された。

キルギス政府が行った第 1 の再建策は、部門別工業諸省の「経済連盟」（хозяйственное объединение）への転換である。この方策は、工業管理制度の再建策としてソ連邦全土で展開していた組織改革を継承している。即ち、1991 年下半期の時点で、多くの部門別工業省が国家コンツェルン、コンソーシアム、アソシエーション等の経済連盟へ再編され、活動分野が重複する部門連合管理局は、これら企業グループへ吸収合併された⁴⁶⁾。経済連盟は、

45 工業管理制度の概要については、岩崎一郎「ウズベキスタンにおける体制転換期の政府－企業間関係：工業を中心に」清水学編『中央アジア：市場化の現段階と課題』アジア経済研究所、1998 年、35-36 頁を参照。

46 Sk.,1991.10.8. 同様の改革は隣国のウズベキスタンでも行われたが、同国ではこの延長線上に形成された「経済連合」（хозяйственная ассоциация）が、新しい経済体制の運営上、極めて重大な役割を果たした（岩崎「ウズベキスタンにおける体制転換期の政府－企業間関係」）。移行戦略を異にする両国の市場経済化政策を比較する観点から、これら企業グループの役割に注目することは有益であると思われる。

「企業法」3条及び「私有化基本法」29条等の規定によって法人格が付与され、1.2節で触れたように連盟への加入及び離脱は、国家的強制でなく、企業の自主的判断に基づくものとされた。なお、法的ステータス変更後の経済連盟の勢力範囲であるが、マイクロデータ分析によれば、1992-94年上半期においては、建設資材業、軽工業及び食品工業を中心に、連盟を離脱した企業が標本集団全体の25.6%に達したが、続く1994-96年上半期においては、離脱率は3.8%に低下し、結果として経済連盟が工業企業を包括する範囲は40%強程度に保たれた(表8)。これは、旧部門別工業省を母体とする経済連盟の多くが公的法人として政府内に止まり、以前と同様に所管官庁と企業との利害関係を調整する中間組織として機能することにより、一定の政治的・経済的求心力を保持しているためと考えられる⁽⁴⁷⁾。

表8 経済連盟との所属関係の変化(1992/94年上半期、1994/96年上半期)

| | 変化無し | 所属先を 変更 | 新規に加入 | 離脱 | 未加入の まま | 不明 | 小計 |
|---------------------|------|------------|-------|------|------------|-----|-------|
| (社) | | | | | | | |
| a)1992 → 94年 | | | | | | | |
| 電力 | 6 | — | — | — | 2 | — | 8 |
| 燃料 | 3 | — | — | 5 | 2 | — | 10 |
| 鉄鋼 | — | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 非鉄金属 | 1 | — | — | — | 2 | — | 3 |
| 化学・石油化学 | 2 | 1 | — | 1 | 1 | — | 5 |
| 機械・金属加工 | 15 | — | — | 5 | 34 | — | 54 |
| 木材・製紙 | — | — | — | 4 | 5 | — | 9 |
| 建設資材 | 15 | — | 1 | 11 | 10 | — | 37 |
| ガラス・陶磁器 | 1 | 1 | — | 1 | — | — | 3 |
| 軽工業 | 5 | — | 2 | 35 | 15 | — | 57 |
| 食品工業 | 63 | 2 | 2 | 12 | 4 | — | 83 |
| 製粉・配合飼料 | 7 | — | — | — | — | — | 7 |
| 印刷 | 8 | — | — | — | 2 | — | 10 |
| その他工業 | 1 | — | 1 | — | — | — | 2 |
| 小計 | 127 | 4 | 6 | 74 | 78 | 0 | 289 |
| 構成比(%) | 43.9 | 1.4 | 2.1 | 25.6 | 27.0 | 0.0 | 100.0 |
| b)1994 → 96年 | | | | | | | |
| 電力 | 6 | — | 1 | — | 1 | — | 8 |
| 燃料 | 3 | — | — | — | 7 | — | 10 |
| 鉄鋼 | — | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 非鉄金属 | 1 | — | 2 | — | — | — | 3 |
| 化学・石油化学 | 1 | — | — | 2 | 2 | — | 5 |
| 機械・金属加工 | 12 | — | — | 2 | 39 | 1 | 54 |
| 木材・製紙 | — | 1 | 1 | — | 7 | — | 9 |
| 建設資材 | 15 | — | 3 | 1 | 18 | — | 37 |
| ガラス・陶磁器 | 1 | 1 | — | — | 1 | — | 3 |
| 軽工業 | 5 | — | 1 | 2 | 49 | — | 57 |
| 食品工業 | 61 | 3 | 6 | 3 | 10 | — | 83 |
| 製粉・配合飼料 | 7 | — | — | — | — | — | 7 |
| 印刷 | 8 | — | — | — | 2 | — | 10 |
| その他工業 | 1 | — | — | 1 | — | — | 2 |
| 小計 | 121 | 5 | 14 | 11 | 137 | 1 | 289 |
| 構成比(%) | 41.9 | 1.7 | 4.8 | 3.8 | 47.4 | 0.3 | 100.0 |

(出所) 図1に同じ。

47 なおキルギス政府は、ロシア政府と共にキルギス国内の軍産複合体とロシア資本とを結合した金融・産業グループ(FIG)を1994年前半に設立するなどFIGの形成に力を注いだ。経済危機の長期化などのためにCIS資本の進出ははかばかしくなく、FIGは国内企業グループの趨勢を一変するほどには発展しなかったと見られる(I. Iwasaki, *The Initial Phase of Transition of Russo-Central Asian Economic Relations: An Institutional Approach* (Tokyo: Islamic Area Studies Working Paper Series No.11, 1999), p.21; Sk.,1996.5.16-17)。

第2の再建策は、政府経済機関の統廃合である。部門別工業省の大幅な削減を達成したアカエフ政権は、1992年2月には14省7国家委員会を中核とする新体制を発足した。この新たな政府機構の下では、工業・エネルギー省を筆頭に、経済財務省、労務要員・企業家育成国家委員会及び国家資産ファンドが工業政策を担当する主たる国家機関となった。なお政府は、1996年12月に再び広範囲な組織改革を実施しており、この結果、工業企業を主として所管する機関は、対外貿易・工業省、経済省を吸収合併した財務省及び国有資産ファンドの3機関に集約された⁴⁸⁾。

第3の再建策は、経済管理権限の再分配である。ここには2つの要素が含まれる。第1の要素は、国家資産ファンドの権限拡充と組織的地位の向上である。1992-93年の私有化段階において、株式会社化した工業企業の株式を約47%留保した政府は、経済諸省や経済連盟にその管理権を分与した。この結果、これらの組織はあたかも持株会社の如く機能することで、企業私有化の円滑化を妨げたと批判された⁴⁹⁾。この弊害を除去するために政府は、94年2月に国家保有株式の管理権を国家資産ファンドへ集中する英断を下し、約2年後の96年3月には、国家資産ファンド議長の地位を大臣職に引き上げた⁵⁰⁾。以上の措置による国家資産ファンドの権限強化に伴い、下部機関である地方資産ファンドへは、資産管理対象となる私有化企業の財務及び経営実績に対するモニタリング権、並びに経営活動への介入権が託され、単なる資産管理者を超えるより積極的機能が附加された⁵¹⁾。

第2の要素は、国家資産ファンドと他の政府経済機関との間の権限関係の変更である。国家資産ファンドの権限拡充に伴い、当然の如く生じたその他政府機関との衝突は、1995年12月に政府が下した「決定」⁵²⁾により一定の解決をみた。同決定では、国有企業、並びに資産の一部を国家が保有する国内企業の管理責任に関して、政府諸機関の権限範囲が以下のように規定されている。

- (1) 国有企業の設立は、国家資産ファンド、経済省、財務省、地方行政政府及び他の政府所管省庁の共同提案に基づき政府（即ち、閣僚会議）が決定する。
- (2) 国有企業の改組や解散は、政府の合意の下で国家資産ファンドの国有企業改組・解散局が決定する。
- (3) 国家資産ファンドは、国有企業資産の所有者として政府を代表する。
- (4) 国家資産ファンドは、国家資産の経営委託や賃貸等を実施する。
- (5) 各省庁、国家委員会、地方行政機関は、国家資産ファンド及び地方資産ファンドの合意の下で、①所管部門に属する国有企業の定款の承認、②企業長の任命と解雇、③企業長との雇用契約の締結・変更・破棄等を行う。
- (6) 国家資産ファンド及び地方資産ファンドは、省庁、国家委員会、地方行政政府機関の合意の下で各種企業監査を実施する。

48 1992年2月10付「省及び国家委員会リストに関する大統領令」及び「庁及び監査局のリストに関する大統領令」、96年12月2日付「執行権力中央機関の構造再編に関する大統領令」。

49 Ермакович, Панькув. Приватизация в Кыргызстане. С.16.

50 Dabrowski and others, "Economic Reform in Kyrgyzstan," p.290; 1996年3月4日付「政府の構造と構成員に関する大統領令」。

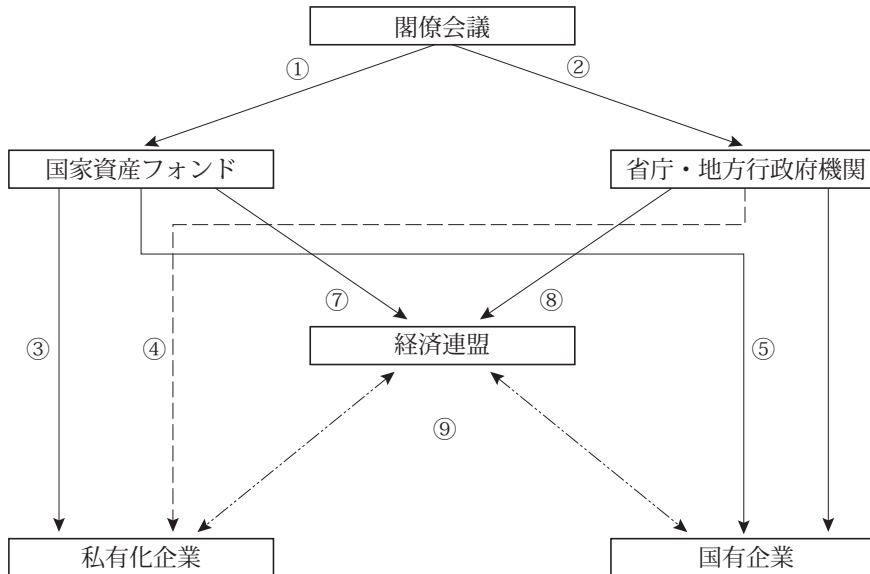
51 例えば、イシク・クリ州資産ファンドは、企業長や会計責任者の報告を聴取した上で、生産効率の改善方法や国家保有株式への配当率に関する決定を行っている（Sk.,1996.11.14）。

52 1995年12月20付「国有資産の管理と処分問題に関する政府決定」。

以上の考察から、国家資産ファンドを含む政府機関、経済連盟、国有・私有化企業をつなぐ新たな相互関係を描くことができる(図2)。この構図からは、大幅に権限強化された国家資産ファンドが、資産管理者として政府部内で相対的な優位性を保つ一方、他の政府機関も、所管部門に属する企業群に対して重大な影響力を発揮することで、国家資産ファンドに拮抗するという複雑な権限関係が看取される。言い換えれば、キルギスタンの新しい政府—企業間関係は、国家資産ファンドとその他の政府機関の諸権限が交錯する多元的管理システムであり、政府として首尾一貫した企業監督行政がなし得るのか甚だ疑問が残る。同時に、人的・物的資源が不十分といわれる資産ファンドは、約6500社の私有化企業に対して、十分な外部監査機能を果たし得ないと批判されている⁵³⁾。元来、国家による企業管理は、政府官僚と企業経営者との間に「温情主義的」ないし「縁故的」関係を生み出す性向があると長年論じられてきたが、政府の新企業管理体系は、政府組織内部の責任分担すら不明瞭化させ、この問題に一層拍車を掛ける恐れがある。事実、新たな政府—企業間関係の下でも、工業企業の国家依存や政府の優柔不断性を示唆する事例は枚挙に暇がない。ここでは4つのケースを挙げる。第1に、改革当初に政府が示した企業再建策の基本方針とは裏腹に、国有企業および私有化企業に対する国家財政からの赤字補填は、例えば97年度予算において約3億2000万ソムの企業補助金(財政支出の約6%)が計上されるなど依然として継続しており、政府の惰性的行動が国際金融機関から非難されている。

第2に、輸入品との競争激化や原料価格の高騰等から、危機的な業績不振に陥った轻工

図2 政府機関、経済連盟、国有・私有化企業の相互関係



- ①国家資産管理・処分権限の付与、②所管分野管理権限の付与、③国家保有株主としての直接的関与
- ④政策当事者としての直接・間接的影響、⑤国有資産所有者としての直接的関与、⑥所管官庁としての経営管理
- ⑦国家資産所有者としての直接的関与、⑧上部機関としての行政管理、⑨法的に平等な当事者間契約関係

(出所) 筆者作成。

53 サルグロフ国家外国投資・経済支援委員会議長の発言 (Sk.,1995.12.01)。

業・食品工業企業を全面的に救済する措置として、政府は95年7月に農産物原料買い付けのために1億ソムを国庫から拠出した他、軽工業企業の累積債務を国家債務へ付け替える等の産業保護策を発動している。第3に、赤字企業に対する政府の破産勧告は極めて散発的に行われ、また97年半ばまでに破産法適用が提訴された赤字・休止企業250社についても、解散ないし改組決定が下されたケースは各々14社、25社に過ぎないなど、司法機関の情報処理能力もさることながら、企業倒産に対する政府の消極的姿勢が問題視されている。最後に、労働者の賃金支払要求に対する財務負担の軽減と、失業者増大に基因した社会的緊張を回避する臨時策として、従業員に長期余暇を与える行政指導が広く勧奨された結果、95年には国内企業の63%が、96年には57%がこの措置を採用したが、この種の行政指導は、産業政策というよりも、根本的企業再建が惹起する政治責任の回避行動であるとの見方が強い⁵⁴⁾。

以上例示された企業の政府に対する依存性が維持される中で、国有企業、並びに政府が一定の支配力を持つ私有化企業が中枢を占める産業組織と、独占ないし寡占的市場構造が結合する生産体制こそが、急進主義的構造改革の結果形成された工業部門における制度配置状況の特徴となっている。かかる状況下では、市場経済的な企業活動の自由を保証する制度環境をどれ程整備しても、活発な企業淘汰を促す経営合理主義が十全に機能する余地は少なく、企業レベルにおいて自律的経営再建が前進しないのも無理からぬことと思われる。

4. 企業行動に関する実証分析

以上の考察によってその特徴が解明された制度構造の下で、個々の企業が如何なる行動をとったのかが問題として残されている。そこで本節では、工業企業の経営行動を分析し、これまでの議論についてその妥当性を検証したい。なお、キルギスタンでは、分析期間において総工業生産が大幅に縮小し、部門別で見ても、鉄鋼業、化学・石油化学産業を筆頭に殆どの部門がソ連末期の生産水準を大幅に割り込んだ(表9)。他方、同国の工業生産は1997年に飛躍的成長を遂げているが、これはクムトル金鉱開発の結果に過ぎず、非鉄金属産業、並びに金鉱開発投資の恩恵を受けた建設資材産業を除けば、同年においても各部門の生産動向に著しい改善は見られていない⁵⁵⁾。それは、主要工業品目の生産量に関する時系列データ(表10)によっても如実に示されている。このように工業企業の大多数は極めて困難な状況に陥っており、営利組織として存続するためには、生産規模の大幅な下方調整を伴うドラステックなリストラが不可欠であった⁵⁶⁾。従って、以下ではかかる状況に留意しつつ、企業行動を生産構造面及び財務面から検討を行う。

54 ADB, *Country Economic Review*, p.17; 1995年7月12日付「軽・食品工業企業の安定的操業の確保に関する大統領令」; IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.36; *Козаржевский. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике*. С.43.

55 即ち、1997年の総工業生産の著しい拡大は、国内生産の約92.5%に相当する16.1トンの金を採掘した「クムトルゴールド」社と、同開発事業の国内出資者である「クルグズアルトゥン」両社の経常利益が大幅な増収増益へ転じたことに依るものである。なお、1995年にGDPの約10%に相当する1550万ドルの資金がクムトル金鉱開発事業に投下されたが、その内2500万ドルが、関連施設や関連インフラの建設に投下され、国内の建設資材業者が大いに潤ったとされている(Sagers, "Gold Production in Central Asia", p.144; ADB, *Country Economic Review*, p.3)。

56 なお当該期間における工業生産動向の詳しい分析は、Iwasaki, *The Initial Phase of Transition of Russo-Central Asian Economic Relations*で行っている。

表9 部門別工業生産動向 (1992-97年)

| | 対前年度比実質成長率(%) | | | | | | 実質生産動向指数 (1991年=100) | | | | | |
|------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 |
| 工業全体 | -26.4 | -25.3 | -28.0 | -17.8 | 8.8 | 50.4 | 73.6 | 55.0 | 39.6 | 32.5 | 35.4 | 53.2 |
| 電力 | -13.5 | -9.4 | 7.5 | 1.2 | 11.0 | -6.9 | 86.5 | 78.4 | 84.2 | 85.3 | 94.6 | 88.1 |
| 燃料 | -38.3 | -24.9 | -31.7 | -25.7 | -11.2 | 7.9 | 61.7 | 46.3 | 31.6 | 23.5 | 20.9 | 22.5 |
| 鉄鋼 | -40.1 | -72.3 | -38.9 | 121.3 | -64.6 | … | 59.9 | 16.6 | 10.1 | 22.4 | 7.9 | … |
| 非鉄金属 | -10.0 | -22.6 | -0.2 | -16.8 | 6.5 | 280.3 | 90.0 | 69.7 | 69.5 | 57.8 | 61.6 | 234.3 |
| 化学 | -50.0 | -55.4 | -41.6 | -16.4 | 0.1 | -20.5 | 50.0 | 22.3 | 13.0 | 10.9 | 10.9 | 8.7 |
| 石油化学 | | | | | | | | | | | | |
| 機械製造 | -35.2 | -39.4 | -54.3 | -15.7 | -6.0 | 5.9 | 64.8 | 39.3 | 17.9 | 15.1 | 14.2 | 15.1 |
| 金属加工 | | | | | | | | | | | | |
| 木材 | | | | | | | | | | | | |
| 木材加工 | -12.0 | -35.2 | -57.8 | -32.8 | -27.8 | 1.2 | 88.0 | 57.0 | 24.1 | 16.2 | 11.7 | 11.8 |
| 製紙 | | | | | | | | | | | | |
| 建設資材 | -33.6 | -54.6 | -38.9 | -16.9 | 25.9 | 11.7 | 66.4 | 30.1 | 18.4 | 15.3 | 19.3 | 21.5 |
| 軽工業 | -11.6 | -12.0 | -36.8 | -36.4 | 0.7 | -7.0 | 88.4 | 77.8 | 49.2 | 31.3 | 31.5 | 29.3 |
| 食品工業 | -42.8 | -28.6 | -31.5 | -35.9 | -3.0 | -9.7 | 57.2 | 40.8 | 28.0 | 17.9 | 17.4 | 15.7 |

(出所) CISSTAT. Промышленность стран Содружества Независимых Государств: Статистический справочник. Москва, 1999. C.92 より筆者作成。

(注) …: データの欠如。

表10 主要工業製品生産量の推移 (1991-97年)

| 品目 (単位) | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 電力 (十億キロワット時) | 14.2 | 12.0 | 11.3 | 12.9 | 12.3 | 13.8 | 12.6 |
| 石炭 (百万トン) | 3.5 | 2.2 | 1.7 | 0.8 | 0.5 | 0.4 | 0.5 |
| 交流型電動機 (千台) | 235 | 172 | 222 | 59.6 | 49.1 | 43.7 | 26.8 |
| 金属切削機 (千台) | 1.1 | 0.8 | 0.3 | 0.07 | 0.03 | 0.02 | 0.04 |
| 貨物用自動車 (千台) | 23.6 | 14.8 | 5.0 | 0.2 | 0.008 | 0.001 | 0.01 |
| セメント (百万トン) | 1.3 | 1.1 | 0.7 | 0.4 | 0.3 | 0.5 | 0.7 |
| 織物 (百万 m ³) | 143 | 121 | 89.1 | 62.1 | 23.2 | 29.3 | 25.1 |
| メリヤス製品 (百万着) | 19.5 | 22.7 | 14.5 | 4.5 | 1.5 | 0.7 | 1.1 |
| ストッキング・靴下類 (百万足) | 26.5 | 29.6 | 24.2 | 15.3 | 8.8 | 12.6 | 7.5 |
| 靴類 (百万足) | 9.5 | 5.8 | 3.5 | 1.7 | 0.8 | 0.6 | 0.4 |
| 加工食肉 (千トン) | 86.8 | 67.5 | 42.8 | 18.3 | 9.2 | 4.2 | 2.9 |
| 全乳製品 (千トン) | 235 | 112 | 65.4 | 27.8 | 14.6 | 9.4 | 10.3 |
| 砂糖 (千トン) | 371 | 114 | 116 | 81.6 | 69.7 | 167 | 89.8 |
| 穀粉 (百万トン) | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 脱穀穀物 (千トン) | 37.0 | 28.0 | 13.4 | 10.3 | 2.6 | 3.2 | 3.7 |
| パン・パン製品 (百万トン) | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 菓子類 (千トン) | 56.7 | 34.0 | 21.6 | 13.0 | 9.4 | 6.1 | 3.7 |
| 洗濯機 (千台) | 209 | 94.0 | 76.8 | 17.1 | 3.9 | 3.3 | 1.8 |
| テープレコーダ (千台) | 104 | 63.7 | 55.3 | 16.3 | 3.5 | 0.9 | … |

(出所) CISSTAT. Промышленность стран Содружества Независимых Государств. C.94.

(注) …: データの欠如。

4.1 生産構造面の企業行動

表 11 は、企業当りの平均従業員数の変化を示している。標本集団全体の従業員減少率（-46.2%）は、公式統計に基づく工業従事者数の減少率（-41.1%）とほぼ一致している⁵⁷。同表によれば、電力及び製粉・配合飼料部門を除く 12 部門において、従業員数の大幅な減少が観察し得るが、特に 1995 年末の時点で生産低下が最も激しかった化学・石油化学、機械・金属加工、建設資材、軽工業部門では 50% を超過する人員整理の実施が認められた。

次に、従業員当りの固定資本額の変化を示す表 12 によれば、上記の大幅な人員整理にも拘わらず、工業全体においても、また燃料部門を除く各部門においても、労働者資本装備率の著しい低下が確認されており、1992-96 年上半期を通じて、固定資本の減耗が従業員の削減を上回るテンポで進んでいたと推測し得る。これは、92 年以降の設備更新活動が極めて低調に推移した結果、97 年半ばに至って生産設備の減価償却率が、工業全体で 60% に達する「危機的」状況を反映するものと考えられる⁵⁸。

表 13 は、労働生産性の変化を示している。1992-96 年上半期における企業従事者数の削減率は、同期間の生産減少率とほぼ平衡しているが、それでもなお多くの部門が、労働生産性の低下を回避し得なかった。即ち、燃料及びガラス・陶磁器部門を除き、従業員一人当りの生産高は 25～84% の範囲で減少し、工業全体の労働生産性も 60.6% 下落している。標本集団によって実施された人員削減による生産合理化は、固定資本減耗や市況の劇的な悪化によってその効果が相殺され、総体として労働生産性の低下が現れたものと考えられる。なお、以上と同様の分析を、所有形態別に行った結果が表 14 に示されている。同表からは、企業当りの平均従業員数や労働者の資本装備率について、国・公有企業と私有化企業との間に顕著な差が看取されるものの、労働生産性の減少率では、これら 2 つのカテゴリーに殆ど違いは見られなかった。

表 15 は、1992-94 年上半期及び 94-96 年上半期の 2 期間において、各社が製造・販売する商品内容の変動を示すものであり、当該期間におけるイノベーション活動の一端を表している。新製品投入や製品ラインの全般的改定といった積極的経営戦略を展開した企業は、1992/94 年上半期において 12.9%、94/96 年上半期において 15.0% に過ぎず、その他大多数の企業は、旧来の製品体系をそのまま維持している。本稿のマイクロデータ分析では、品質面の改善度は検証し得ないが、設備更新が殆ど為されない状況下で、各企業が品質向上を行う余地は極めて限られていたと考えられる。

57 CISSTAT. Содружество Независимых Государств в 1997 году. С.330.

58 A. Akayev, *On State Economic Policy in 1998* (Bishkek: Uchkun, 1997), p.11. 但し、標本集団の固定資本額は帳簿価格をベースとするものであり、税金逃れのために固定資産を低く評価する等の人為的操作による下方バイアスの可能性は否定できない。

表 11 部門別企業当りの平均従業員数の変化 (1992/96 年上半期)

| | 平均従業員数(名) | | 増加率(%) |
|---------|-----------|--------|--------|
| | 1992 年 | 1996 年 | |
| 電 力 | 716.3 | 730.3 | 2.0 |
| 燃 料 | 1530.0 | 930.3 | -39.2 |
| 鉄 鋼 | 289.0 | 153.0 | -47.1 |
| 化学・石油化学 | 282.5 | 135.5 | -52.0 |
| 機械・金属加工 | 931.9 | 447.2 | -52.0 |
| 木材・製紙 | 390.4 | 215.3 | -44.9 |
| 建設資材 | 414.5 | 194.4 | -53.1 |
| ガラス・陶磁器 | 670.7 | 668.3 | -0.3 |
| 軽工業 | 1053.1 | 523.8 | -50.3 |
| 食品工業 | 265.5 | 136.9 | -48.4 |
| 製粉・配合飼料 | 271.0 | 287.3 | 6.0 |
| 印 刷 | 122.2 | 82.8 | -32.2 |
| その他工業 | 45.0 | 30.0 | -33.3 |
| 工業全体 | 639.2 | 343.6 | -46.2 |

(出所) 図 1 に同じ。
(注) サンプル数は 266 社。

表 12 部門別従業員当りの固定資本額の変化 (1992/96 年上半期)

| | 従業員当りの固定資本額 | | 実質増加率 (%) |
|---------|-------------------|-----------------|--------------|
| | 1992 年 (千ルーブル) | 1996 年 (千ソム) | |
| 電 力 | 170.19 | 42.35 | -84.1 |
| 燃 料 | 16.46 | 29.23 | 13.8 |
| 鉄 鋼 | 19.87 | 5.85 | -81.1 |
| 非鉄金属 | 17.39 | 3.24 | -88.1 |
| 化学・石油化学 | 9.26 | 5.01 | -65.3 |
| 機械・金属加工 | 33.07 | 34.67 | -32.9 |
| 木材・製紙 | 5.10 | 2.40 | -69.9 |
| 建設資材 | 14.22 | 4.92 | -77.9 |
| ガラス・陶磁器 | 30.95 | 3.47 | -92.8 |
| 軽工業 | 6.99 | 2.33 | -78.7 |
| 食品工業 | 15.35 | 6.64 | -72.3 |
| 製粉・配合飼料 | 31.35 | 8.52 | -82.6 |
| 印 刷 | 10.93 | 1.07 | -93.7 |
| その他工業 | 4.20 | 0.60 | -90.9 |
| 工業全体 | 21.96 | 14.69 | -57.2 |

(出所) 図 1 に同じ。
(注 1) なお各実質増加率は、鉱工業生産者価格指数 (IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (staff country report No.95/38) (Washington, D. C., 1995), p.62; IMF, *Kyrgyz Republic: Recent Economic Developments* (1998), p.97) を用いて筆者が算定した参考値である。
(注 2) サンプル数は 255 社。

表 13 部門別従業員当りの生産高の変化 (1992/96 年上半期)

| | 従業員当りの固定資本額 | | 実質増加率 ¹⁾ (%) |
|---------|-------------------|-----------------|----------------------------|
| | 1992 年 (千ルーブル) | 1996 年 (千ソム) | |
| 電 力 | 170.19 | 42.35 | -84.1 |
| 電 力 | 84.87 | 70.21 | -47.0 |
| 燃 料 | 5.99 | 25.32 | 170.8 |
| 鉄 鋼 | 19.55 | 20.65 | -32.4 |
| 非鉄金属 | 237.13 | 58.06 | -84.3 |
| 化学・石油化学 | 94.52 | 30.72 | -79.2 |
| 機械・金属加工 | 100.33 | 56.20 | -64.1 |
| 木材・製紙 | 32.54 | 16.19 | -68.1 |
| 建設資材 | 85.52 | 46.57 | -45.5 |
| ガラス・陶磁器 | 17.85 | 63.89 | 129.2 |
| 軽工業 | 87.96 | 41.36 | -69.9 |
| 食品工業 | 115.82 | 128.86 | -28.7 |
| 製粉・配合飼料 | 192.53 | 89.70 | -70.2 |
| 印 刷 | 14.17 | 10.62 | -52.0 |
| その他工業 | 8.00 | 9.40 | -24.8 |
| 工業全体 | 92.23 | 56.73 | -60.6 |

(出所) 図 1 に同じ。
 (注 1) 表 12 注 1 に同じ。
 (注 2) サンプル数は 263 社。

表 14 所有形態別企業当りの平均従業員数、従業員当りの固定資本額及び生産高の変化 (1992/96 年上半期)

| | 企業当り平均従業員数 の増加率(%) | 従業員当り固定資本額 の実質増加率(名) | 従業員当り生産高 の実質増加率 ²⁾ (%) |
|----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 国・公有企業 ¹⁾ | -39.1 | -33.55 | -61.75 |
| 私有化企業 | -49.9 | -89.22 | -65.46 |
| 集団化企業 | -49.5 | -89.59 | -65.76 |

(出所) 図 1 に同じ。
 (注 1) 「国・公有企業」とは、分析期間中に国家的所有形態の転換が一切行われなかった企業を、「私有化企業」とは、1992 年上半期当時は国有企業で、96 年上半期時点において国家的所有形態以外の所有形態を有する企業を指す。
 (注 2) 表 12 注 1 に同じ。
 (注 3) サンプル数は 226 社。

表 15 部門別企業製品体系の変化（1992/94/96 年上半期）

| | 1992/94 年 | | | | 1994/96 年 | | | |
|---------|-----------|------|-------|------|-----------|------|-------|------|
| | 不変 | 拡大 | 縮小 | 変更 | 不変 | 拡大 | 縮小 | 変更 |
| 電力 | 7 | — | 1 | — | 6 | 2 | — | — |
| 燃料 | 10 | — | — | — | 9 | — | — | 1 |
| 鉄鋼 | 1 | — | — | — | — | 1 | — | — |
| 非鉄金属 | 2 | 1 | — | — | 1 | — | 2 | — |
| 化学・石油化学 | 5 | — | — | — | 3 | — | 1 | 1 |
| 機械・金属加工 | 23 | 8 | 15 | 7 | 31 | 3 | 12 | 7 |
| 木材・製紙 | 7 | — | 1 | 1 | 7 | — | 2 | — |
| 建設資材 | 25 | 1 | 8 | 3 | 29 | 3 | 2 | 3 |
| ガラス・陶磁器 | 2 | 1 | — | — | 3 | — | — | — |
| 軽工業 | 43 | 4 | 6 | 4 | 43 | 2 | 10 | 2 |
| 食品工業 | 68 | 5 | 8 | 1 | 61 | 8 | 5 | 8 |
| 製粉・配合飼料 | 7 | — | — | — | 3 | 1 | 3 | — |
| 印刷 | 10 | — | — | — | 10 | — | — | — |
| その他工業 | 1 | — | — | 1 | 1 | — | — | 1 |
| 小計 | 211 | 20 | 39 | 17 | 207 | 20 | 37 | 23 |
| 構成比(%) | 73.52 | 6.97 | 13.59 | 5.92 | 72.13 | 6.97 | 12.89 | 8.01 |

(出所) 図 1 に同じ。

(注 1) サンプル数は 287 社。

(注 2) 「不変」とは各期間において製品の種類と数に何ら変化が見られないことを、「拡大」とは元の製品体系に 50% 以下の新製品が追加されたことを、「縮小」とは製品種類はそのままにその一部が削除されたことを、「変更」とは 50% 以上の新製品の追加を含む製品体系の大幅な変更が行われたことを意味する。

4.2 財務面の企業行動

財務面での企業行動の実態把握に当っては、先出のコザルジェフスキ調査が有益である。何故なら同調査は、キルギス工業の部門構成や企業の規模的分布に配慮した上で、私有化された工業企業約 40 社の財務諸表を用いた個別調査を軸に、1995-96 年における工業企業の経営状態について、資金循環面から綿密な分析を行っているからである⁽⁵⁹⁾。但し、ここでは同調査内容を詳らかにするのではなく、具体的分析結果を折り込みながら、その主要な結論について以下 6 点を述べ、先のマイクロデータ分析を補完するに止める。即ち、

(1) キルギス工業企業に関する財務分析は、改革対象となった企業を含め、工業企業の財務状況は複雑で一様でない点を明らかにした。部門、規模、収益性、国家株式保有比率等の基準で区分された企業グループ間で、財務指標と経営状態の変化に明確な差異が生じているが、グループ間の著しい格差にも拘わらず、経営状況の悪化傾向はどのカテゴリーにおいても広範に観察される。

59 なお、個別分析の対象となった工業企業の部門及び規模別構成は次の通りである。部門構成:機械・金属加工部門 17.8%、建設資材部門 14.1%、軽工業部門 15.2%、食品工業部門 35.4%、その他(燃料・エネルギー、冶金、化学・石油化学、木材・製紙部門) 17.5%。規模別構成:従業員数 100 名以下の企業 35.8%、101-300 名の企業 32.3%、301 名以上の企業 31.9% (Козаржевский. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике. С.14.)。

- (2) 事実上全ての産業部門で、製品コストの上昇率が総売上高のそれを上回り、収益力の低下が回避されていない。工業企業全体の経常利益率、売上総利益率及び純利益率の平均値は1995年において各々18.8%、19.1%、12.2%であったが、96年には10.5%、11.8%、7.7%に低下した。また財務諸表に基づく個別調査の対象となった私有化企業については、同様の指標が95年の15.7%、14.9%、9.9%から、96年には8.5%、8.7%、5.4%へと低下し、収益力の悪化は工業全体の趨勢よりも顕著であった。
- (3) 企業間債務未払問題の危機的状況を反映して、債権・債務バランスに占める買掛金及び売掛金の累積額は、支払期限超過分を含め極めて巨額に達している。特に、食品工業、軽工業、機械製造業では、支払期限が超過した売掛金(A)と当期純利益(B)との相対的比率(A/B)が各々5.22、2.20、2.29となるなど、深刻な様相を呈している。
- (4) 個別調査対象企業40社の大半は、経常的経営活動の維持を自己資本に依存し、更に圧倒的多数の企業が様々な理由から銀行信用を導入していない。これら企業の総資本に占める自己資本と他人資本の比率は1996年末の時点で各々82.5%、17.5%であり、自己資本に属する内部留保金の比率は34.6%であったのに対して、他人資本に占める銀行信用の比重は僅か10.5%であった。また流動資金は「伝統的」に、運転資金の充当(16.0%)と「社会発展」項目(17.1%)に費やされ、投資やR&D活動に対する資金供給は殆ど為されていない(3.1%)。更に、調査期間に配当金支払を行った企業は全体の15%に止まり、総資本の僅か3.9%が株主へ還元されているに過ぎなかった。
- (5) 多くの企業が新しい経営条件への適応や財務状態の改善に向けた努力を行い、それは支払い能力、財務の自立性、完成品回転率やキャッシュフローに係わる各種指標の改善に結果している。しかしこれら改善された諸指標も依然として低水準に留まっている。また本来財務の安定性を示す諸指標の改善が、キルギス企業に関しては、寧ろ他人資本の調達困難性に起因するケースも多く、その評価には一定の留意が必要である。
- (6) 比較的小規模な企業の財務状態は、大企業よりも総じて健全であり、かつ完全に民間化された企業は、国家が株式所有権を保持する私有化企業よりも財務指標のより望ましい改善化傾向が観察される。しかしながら、1995-96年における黒字企業の財務悪化とは逆に、赤字企業における健全化傾向が観察し得る等、工業企業の財務状態は、所有形態や統治構造に依らず依然として流動的である⁶⁰。

結語

前節の分析結果からは、工業企業の大多数について、第1に、体制移行初期における深刻な景気後退に対する生産構造の調整が大幅に遅滞していたこと、第2に、長期企業戦略に不可欠な設備投資やイノベーション活動が極めて不活発であったこと、第3に、資金循環面からみた経営体質も望ましい状態からは程遠いこと、第4に、国・公有企業と私有化企業との経営状況にさほど大きな差が観察されないことが明示されている。キルギス共和国の「急進主義」構造改革は、一部の改革支援国や国際金融機関から高い評判を得ているのは先に述べ

60 以上は、主に *Козаржевский. Приватизация промышленных предприятий в Кыргызской Республике* の第3節及び結論部分に依拠した筆者自身の整理である。

たとおりである。しかし、本稿の考察結果は、市場経済への中間的進化形態として生じた同国の制度配置と、これに規定される企業行動の問題点は、移行初期における競争的市場環境の拡大にとって極めて深刻な障害要因であったこと、そして将来において時間経過と共に自然かつ速やかに解消され得る性質の障害ではないことを明らかにしている。

制度進化の累積性という観点からすれば、社会主義から資本主義への移行形態は多様であり得るし、その過程で創発する各国の経済システムに独自性が見られるのも論理上当然である。しかし旧社会主義諸国で現在進行しているプロセスが、より適切な資源配分や生産効率の追及を目標とする限り、経済体系の「特殊性」は、様々な環境変化に対する産業や企業組織の適応力を高める対応様式の「差異」としてのみ是認され得るのではないか。改革努力の傾注度という点で、キルギスタンは、他のCIS諸国に決して引けをとる国ではない。しかしそのキルギスタンをして、既存諸制度を再転換するために更に多くの社会的資源の投入が必要とされるところに、体制転換という歴史的画期の難しさが表れている。

【補論】

ここでは「私有化基本法」及びその他関連諸法に基づく企業私有化の規範的枠組と、「改正私有化法」制定後の制度変更点の概略を述べ、本稿の補論とする。なお以下の整理は、私有化基本二法の他、1991年8月7日付「国営・公営企業の非国家化と私有化に関する条件と手続に関する規則」、1991年8月13日付「コンクールに基づいて私有化される国営・公営企業の売却に関する規則」及び「オークションに基づいて私有化される国営・公営企業の売却に関する規則」、1992年1月10日付「国有及び公有資産の売却のために用途特定化された「特別支払手段」に関する規定」、1995年8月9日付「国有資産の非国家化及び私有化の条件と手続に関する規定」、1998年6月23日付「1998-2000年の国有資産の非国家化・私有化プログラム」に依拠するものである⁶¹⁾。

S 1 「私有化基本法」を中心とする企業私有化の規範的枠組

(1) 私有化監督・実施機関：①私有化政策を総合的に立案・組織する機関はキルギスタン共和国国家資産ファンド（以下、国家資産ファンド）であり、中央政府の国家委員会と同等のステータスを有する。国家資産ファンドは、国有資産の所有者として共和国の利害を代表し、共和国最高会議に委任された権限に基づき国有資産の所有、利用及び処分権を持つ。また国家資産の私有化に関する決定を行う。②州及びビシュケク市国家資産ファンド（以下、地方資産ファンド）は、公有資産の私有化に関する決定を行う。また国家資産ファンドと共に、私有化の優先度・規模・段階、資産リスト、売却金の使途、私有化対象外の部門・グループを規定した私有化プログラムを策定し、大統領及び各議会の承認を受ける。③私有化に関する決定後、各資産ファンドは私有化委員会を設置する。同委員会には各資産ファンド、企業管理部と労働集団、議会、金融機関、銀行の各代表及びその他の専門家が参加す

61 なお、これら以外の諸規定や政策方針等については、*Ермакович, Панькув, Приватизация в Кыргызстане; Dabrowski and others, "Economic Reform in Kyrgyzstan"*; 金田『体制と人間』に依拠した。また制度内容の記述法については西村「ロシアにおける私有化政策」153-155頁を参考とした。

る。私有化委員会は、私有化の形態と期間、財産目録、企業資産価格、並びに支払方法と購入者に対する優遇措置等を勧告する私有化プランを策定し、各資産ファンドに提出する⁶²⁾。

(2) 私有化手段：①賃貸企業、株式会社、協同組合ないしその他集団所有企業への転換。②国民及び国内法人による株式会社及びその他集団企業の国家保有株式の取得。③賃貸されている国有・公有企業の賃借人による買取り。④コンクール（契約条件付き競争入札）。⑤オークション（競売）。⑥国有・公有企業の市民、外国企業を含む企業への経営権の委譲。⑦「特別支払手段」を用いた無償譲渡。

(3) 私有化実施過程：①私有化プログラムの諸規定及び同プログラムに含まれない国家資産に係わる私有化申請に基づき、各資産ファンドは、私有化形態及び支払方法に関する決定を行う。②私有化委員会が設置され、同委員会は私有化プランを各資産ファンドへ提出する。③私有化プランを労働集団へ送付する。労働集団が第一次プランを却下した場合、各資産ファンドは第二次プランを提示し、再却下の場合はファンド側で最終決定を下す。④-1 賃貸企業、株式会社及び他の集団企業への転換、賃貸企業の賃借人による買取りは、関連法令に基づき実施する。④-2 労働集団が所有する企業への転換は、各資産ファンドの諸決定及び当該目的のために労働集団が設立する法人との企業資産購入契約に基づき実施する。当該法人は、契約署名後に資産を引き受けた上で定款を承認・登記する。④-3 コンクール/オークションは、各資産ファンド、議会、反独占・企業活動支援関連国家機関の各代表及びその他専門家で構成される委員会が実施する。公示は入札の30日前に行う。コンクールによる売却価格は開始価格を下回らず、また同等の入札内容である限りにおいて労働集団の落札が優先される。オークションによる売却価格は、開催者の判断で開始価格の20%以内の範囲において引き下げ得る。各資産ファンド職員及びその近親者は入札者としての参加を禁じる。④-4 経営権の委譲は、各資産ファンドと経営権受諾者との当事者間契約により実施される。④-5 無償譲渡は、「特別支払手段」の利用によって行う。⑤資産購入者は、各資産ファンドとの売買契約署名後に自己資金ないし「特別支払手段」を以って支払いを行う。また私有化企業の労働集団は、(i) 企業の消費ファンドの一部、(ii) 企業の賃貸契約期間中に労働集団が取得した資産の償却費ないし売却金、(iii) 借入金、(iv) 企業、組織、市民の無償出資金、(v) 労働集団構成員の自己資金、(vi) 国家資産でないその他の資金、を資産購入費用に充てることができる。また私有化企業従業員の資産購入に際しては、(i) 当該企業バランスにある社会インフラや一部生産インフラの無償譲渡、(ii) 購入資金の分割払い、(iii) 株式その他資産の減額販売、(iv) 株式会社へ改組する企業が発行する株式の優先的割引販売、(v) 遠隔地に所在する企業の資産特別減額措置等の優遇措置を与える。⑥所有権移転の登記を行う。⑦私有化所得は、国家資産ファンドの特別勘定に一旦集中され、大統領が別途承認する規則に従って各機関へ分配される。

(4) 「特別支払手段」：①国家資産の配分過程に一般市民を広く参加せしめ、市場経済化への社会的支持の獲得と私有化の加速化を目指す無償私有化の手段として、国民に「特別支払

62 なお「私有化基本法」制定時は、キルギスタン共和国国家資産管理・企業家活動支援委員会及び地方行政機関に設置された同名の委員会が監督機関となり、国家資産ファンドは国家資産の販売者としての機能を与えられたが、その後、1992年2月10日付「キルギスタン共和国国有資産ファンドに関する大統領令」により、国家資産管理・企業家活動委員会は国家資産ファンドに合併され、地方下部機関もこれに倣って名称変更を行った経緯がある。

手段」を1994年1月1日までに配布する（その後同年9月までに延長）。②16歳以上の市民については過去15年中連続5年間の平均月収（A）と勤続年数（B）から式 $1000+0.5AB$ で決定される額を、また16歳以下の市民や専業主婦等については一律1000ルーブルの「特別支払手段」を支給する。年金生活者、身障者、孤児、未亡人等には特別割増を行う。③「特別支払手段」の近親者を除く他人への譲渡や販売を禁じる。④「特別支払手段」は、(i)「特別支払手段」所有者に所有されている家屋、(ii)労働集団及び有権利者への売却対象となる国有・公有企業の株式、(iii)国家保有株式、(iv)他の私有化対象資産の購入に充てる。⑤「特別支払手段」の額面価格と1982年価格で評価された私有化資産との等価交換を保証する。⑥非私有化企業従業員及び「特別支払手段」を利用する可能性を有しない市民の権利保護のために、国家資産ファンドは全経済分野の中・大規模企業の資産を25%以上留保する。⑦「特別支払手段」の有効期限を2000年1月2日とする。

S 2 「改正私有化法」制定を契機とする制度変更点

- (1) 私有化目標率の緩和⁽⁶³⁾。
- (2) 企業規模・活動分野別私有化方式の採用：企業を5カテゴリーに大別した上で特定の私有化方式を適用する。①従業員数100名未満の企業：現金又は「私有化クーポン」によるコンクールないしオークションで売却する。②従業員数100名以上1000名未満の企業：②-1従業員当りの固定資産額が50ソム未満の企業：オークションないしコンクールで売却する。②-2従業員当りの固定資産額が50ソム以上の企業：株式会社への即時改組後、発行株式の70%を外部投資家へ現金で売却、25%を「私有化クーポン」によるオークションで売却、5%を労働集団に無償供与する。売れ残った株式は、国家資産ファンドが証券取引所を通じて随時売却する。③従業員数1000名以上の企業：94年上半期までに株式会社へ改組した上、改組後1年以内に私有化プランに対する国家資産ファンドの承認を得た上で、②-2と同様の方法で発行株式を売却する。④鉄道会社や航空会社等32社：「会社化」方式の適用。雇用契約によって任命される企業長及び副企業長と、外部委員から構成される取締役会が設置され、国家資産ファンドとの契約に基づき独立採算性を原則に企業を運営する。取締役会は、定款資本の変更、操業停止、支店・営業所の開設や閉鎖を除き、経常的経営活動に関する諸決定を政府から独立して行う。⑤戦略的重要性を有する大企業20社：外国資本誘致対象として政府が私有化過程を特別管理する。
- (3) 企業資産評価の客観基準の導入：資産評価は国家資産ファンドが承認する各種規範文書に基づき行う。資産評価は、1992年1月1日現在の固定資本再評価結果に基づく帳簿価格を基礎とする。国家資産ファンドは、国家資産ファンド、関連省庁、地方行政機関、銀行、税務当局、企業の代表で構成される私有化資産価格分析・評価委員会を設置し、資産評価の妥当性を査定する⁽⁶⁴⁾。

63 例えば、1992-93年私有化プログラムでは国有資産の35%が私有化目標とされたが、93-94年プログラムでは目標値が20-25%に引き下げられた。

64 しかし、かかる改善措置は十分に機能しなかったと見られる。例えば、1997年半ばに大統領が設置した特別委員会が企業私有化手続に関する会計検査を6ヶ月に渡って実施した結果、工業企業の約10%が本来の資産価値より安価に売却され、国家は2500万ソムの損失を被ったことが明らかとなっている（*Inside Central Asia*, No.201, p.3）。

(4) 私有化プラン策定・評価手続の改善：部門別省、国家委員会、地方行政府は、私有化プログラムに含まれる企業の「私有化基本プラン」の作成に関して一義的責任を有する。基本プラン以外の私有化プランが他者より提示されない場合、国家資産ファンド議長は同プランに基づき私有化決定を下す義務に従う。全ての私有化プランは国家資産ファンドに送付され、専門家の監査を受ける。私有化の方法及び形態に関する最終的承認は、国家資産ファンド拡大幹部会が行う。独占企業と認定されている企業、企業合併を企図する私有化プランについて、国家資産ファンドは国家経済委員会の事前合意を得る。

(5) 「特別支払手段」の「私有化クーポン」への移行：ルーブル建て「特別支払手段」は、**200ルーブル=1ソム=100ポイント**のレートで「私有化クーポン」に交換する。交換業務は、**1994年2月**から6月末までの間に貯蓄銀行各支店等を介して行う（のち同年9月末まで延長）。「私有化クーポン」は、①遺産譲渡や他人への売却、②私有化企業ないし特別投資ファンド発行株式との交換ないし住宅ファンド私有化時の使用、③ポイント分割による多種・複数資産の購入が可能である。但し、私有化に一度利用されると無効となる。

(6) 投資ファンド、持ち株会社の設立許可：投資ファンド、特別投資ファンド、持ち株会社は株式会社の特殊形態であり、「株式会社法」及びその他の法令により規制を受ける。①投資ファンドは、自社株の発行による自己資金を、他の有価証券や投資プロジェクトに投資する。②特別投資ファンドは、自社株式との交換による市民からの「私有化クーポン」の糾合及び再投資を認可された投資ファンドであり、民間法人ないし自然人により公開株式会社としてのみ設立し得る。

(7) 私有化企業に対するプロフィール規制の撤廃：国家資産ファンドと資産購入者との売買契約締結に際して、製品構成、労働者の雇用維持、特定消費者への商品供給義務、社会施設の維持等の義務条項設定を禁じる。

(8) 国家資産ファンドへの国家保有株式管理権の集中。

(9) 国有企業の非公開株式会社化の禁止と既存非公開株式会社の株式公開の義務化。

(10) 労働集団に対する各種優遇措置の原則撤廃。

Radical Structural Reforms and Enterprise Performance in the Kyrgyz Republic — *An Institutional Approach* —

Ichiro IWASAKI

During the initial phase of transition towards a market-based economic system after the collapse of the Soviet Union at the end of 1991, the Kyrgyz Republic enjoys a good reputation among several international financial organizations, including the IMF and the World Bank. For instance, this country is recognized to have been at the forefront in implementing stabilization and economic reforms among the FSU countries.

However, a comparative analysis of transitional economies conducted by EBRD as of the middle of 1998 clearly shows that the advantageous position of the Kyrgyz Republic in the progress of systemic transformation mostly vanished in comparison with the other former Soviet republics. In particular, the delay in enterprise reform, namely in the sphere of improvement of the corporate governance and restructuring of industrial firms, is one of crucial problems which the Kyrgyz government now faces. It is a fact that the breakup of the centralized socialist economic system of the USSR became an important factor in hindering Kyrgyz industrial firms from overcoming the difficulties in restructuring the management system under the dynamic changes of macroeconomic conditions. But this factor is not sufficient to explain why enterprise reform has been so delayed in this country. Therefore, the article aims to scrutinize the process of structural reform of the Kyrgyz economy from an institutional point of view and to point out essential problems of enterprise behavior which the path of systemic transformation in this country involves.

For comprehending a new institutional coordination regulating the performance of Kyrgyz industrial enterprises in the transitional period from 1991 to 1997, the author has paid special attention to next three important issues:

The first issue is the decision-making process in forming the Kyrgyz-type radicalism for the implementation of the social-economic reform and its achievements in the sphere of the formal institutionalization of market-oriented enterprise behaviors and of free market transactions between economic entities. The second is an evolutionary process of industrial organization to be guided by privatization policy for the former Soviet firms. The third is a path-dependent change in the industrial management system and the relations between the governmental organizations and the industrial firms.

Analyzing these problems, the author stresses the importance of institutional complementarity for understanding enterprise performance in the transitional period. Because, even if the freedom of entrepreneurial action and market transactions were institutionally guaranteed by implementing the laws and decrees, we could not expect a “creative destruction” by business firms without a combination of competitive promoting industrial organization and an adequate state-enterprise relationship.

Besides examining these three issues, the author conducts a microdata analysis on approximately 290 industrial firms in order to grasp the real situation of Kyrgyz enterprises during the period. The results of the analysis are to be used for verifying the important discussions and conclusions of the article.

The main conclusions of the article are as follows:

Since 1992, the Kyrgyz government has implemented a radical reform program directed by the strong political leadership of President A. Akaev. To this end, accompanied by many difficulties of structural reform, the government has liberalized prices and domestic trade, and deregulated the external economic regime such that is virtually free of state restrictions. It is

agreeable that international financial organizations and some governments of developed countries rate their efforts highly in the liberalization of the economic system.

In spite of this, looking at the other aspects of the structural reforms in the industrial sector, the author finds negative consequences of the evolutionary change in industrial organization and the state-enterprise relations. During 1992-97, a privatization policy comprising two phases was implemented. The privatization of state-owned firms has been regulated by the two Privatization Laws enacted in 1991 and 1993 and many government decrees and programs. Notwithstanding careful institutionalization by the government which experienced several failures in the first stage of privatization in 1992-93, the strong tendency to collectivization of privatized industrial firms by insiders could not be restrained effectively. And many stocks of privatizing and state enterprises have remained under the control of the State Property Fund (SPF) during the second phase of privatization. This has been caused mainly due to asymmetrical information between insiders of the firms and external investors and also to the bad management condition of the majority of the privatizing enterprises. Furthermore, examining the privatization process of industrial firms on a property basis, we could notice that, even after the completion of the two-stage privatization program, the state still possesses a lot of industrial property, including so-called strategically important enterprises, and a majority of the largest privatized firms. Consequently, the desirable evolution of industrial organization could not be observed in Kyrgyz industry during the period.

In addition to the above, problems arose also from the change of the state-enterprise relationship. The main problem is an inadequate allotment of competence between SPF and other government economic organizations for controlling state-owned enterprises and privatized firms with high proportion of state shares. In the new management system of the government, it is unavoidable that interests of SPF and other organizations would contradict each other. Therefore, this new system may damage consistency in government behavior for industrial enterprise control.

Subsequently, regardless of the great effort made by the Kyrgyz government to carry out radical economic policies towards the market-oriented economy, unsuitable institutional coordination has emerged in the process of structural reform. And many industrial enterprises sticking to this trap are not willing to proceed with the improvement of governance structure and management restructuring. Therefore, the Kyrgyz government has to endeavor to promote the privatization of large-scale industrial enterprises and to convert the current state-enterprise relationship to more adequate one.